

平成 17 年度事業実績報告書 (案)

社会保険庁

目 次

I. 平成 17 年度の事業の概況	1
II. 平成 17 年度に達成すべき目標に関する実績	9
1. 適用事務に関する事項	
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所 (船舶所有者を含む。)の適用を促進する。.....	10
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所から の、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る 適正な届出を促進する。.....	14
(3) 住民基本台帳ネットワークにより把握した 20 歳到達者を国民年金に完全適 用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。.....	18
(4) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。.....	20
(5) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。.....	22
2. 保険料等収納事務に関する事項	
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実 な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船舶所有者を 含む。)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。.....	26
(2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。.....	32
(3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。.....	38
3. 保険給付事務に関する事項	
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを 活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受 診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。.....	42
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適 正化を図るとともに、迅速な支給に努める。.....	46
(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。.....	52
(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。.....	54
(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実にを行う。.....	58

4. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- (2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

5. 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- (2) 年金教育の拡充を図る。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- (3) 年金個人情報提供の充実を図る。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- (4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。・・・・・・・・・・・・ 78
- (5) 国民に対する適切な情報公開を行うとともに、積極的な情報提供の充実を図る。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- (6) 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。・・・・・・ 86

6. その他の業務全般に関する事項

- (1) サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。
 - ・業務処理の具体的な目標値に基づき、サービス水準の向上を図る。
 - ・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- (2) 予算執行に当たってはその必要性等を十分精査し、予算執行上の無駄を排除するとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
- (3) レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画に基づき、業務・システム最適化計画を策定すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- (4) 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

Ⅲ. 平成17年度における業務改革の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

1. 国民サービスの向上

- (1) お客様の声に対応したサービスの向上
 - ①「長官への手紙・長官へのメール」の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
 - ②国民の声報告体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
 - ③社会保険庁ホームページの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

④社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置	97
⑤定期的な「お客様満足度アンケート」の実施	98
(2) 年金相談体制の充実	
①年金相談の時間延長・休日相談の実施	98
②年金相談センターの増設及び地域ニーズに応じた移転・廃止	98
③年金電話相談センターの拡充	99
④年金相談に関するバリアフリー化の推進	99
⑤市庁舎等を活用した年金相談事業の検討	99
⑥社会保険事務所における総合相談室の拡充	99
⑦中央年金相談室の電話相談ブースの大幅拡充及び年金電話相談センターとのネットワーク化	100
(3) 各種通知書類の見直し	
①通知書等の見直し及び様式の統一化	101
(4) 年金個人情報提供の充実	
①年金見込額試算の対象年齢引き下げ（55歳以上→50歳以上）	101
②裁定請求書の事前送付	102
③インターネットによる年金個人情報の即時提供	102
(5) 年金相談業務の質の向上	
①年金相談員のスキル別研修等の実施	102
②社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施	102
(6) 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底	
①年金個人情報の提供による加入記録整備の推進	103
②市町村との連携による、対象市町村内の被保険者の加入記録整備	103
(7) 事務処理の迅速化	
①年金裁定の処理日数の短縮	103
②障害年金の事務処理方法の見直しの検討	104
(8) 事務処理の標準化	
①全国統一の業務マニュアルの作成	104
(9) 事務処理の効率化	
①外部委託のブロック単位への集約化	105
②入力委託対象届書の拡大	105
③市町村経由の届書の磁気媒体による受付の検討	105
④健保・厚年の適用関係届書の磁気媒体化の推進	106
(10) 社会保険事務所の配置等の見直し	
①人員配置の地域間格差の是正	106
②首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置	106
(11) 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化	
①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討	106
②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	107
③被保険者への情報提供の充実	107
④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	107
⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	107
(12) 企業における社会保険事務の支援	
①本社における社会保険の適用手続の周知	107

2. 年金制度の周知徹底

(1) 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

①各種情報提供の効果的・効率的な実施	108
②中・高校生を対象とした年金教育の拡充	108

③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	109
④「総合カタログ」及び「目的別パンフレット」の作成及び配布	109
⑤地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	109
⑥大学生向けの年金セミナーの開催	109
(2) 年金受給権等の確保のための取組の推進	
①ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手續や免除制度の周知徹底	110
②厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用	110
③満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨	110
④追納勧奨対象者の拡大	110
⑤追納勧奨状の送付時期等の見直し	110
3. 保険料収納率の向上	
(1) 「新たな保険料徴収モデル」の展開	
①未納者の属性に応じた効率的な対策の推進	111
②首都圏における新規未納者への対策の先行実施	111
(2) 年度別行動計画の策定	
①年度別行動計画の策定	112
②行動計画の達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定	112
(3) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化	
①特別国民年金推進員の活用	113
②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	113
③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	114
(4) 保険料を納めやすい環境整備の推進	
①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	115
②若年者納付猶予制度の導入	115
③口座振替割引制度の拡充	116
④口座振替の利用勧奨の徹底	117
(5) 民間委託の推進	
①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施	118
(6) 市町村・各種団体との連携・協力	
①商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	118
②国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	118
(7) 未適用事業所の適用の推進	
①健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	119
(8) 労働保険との徴収事務の一元化	
①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る	119
4. 予算執行の無駄の排除	
(1) 不適切な予算執行の排除	
①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない	119
②年金福祉施設等の整理合理化	119
③調達コスト削減目標の設定	120
④監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	120

(2) 予算執行の透明性の確保	
①競争入札及び企画競争の原則化	121
②インターネットを活用した予算・決算の情報提供	122
(3) 新たなチェックシステムの導入	
①調達委員会の設置	122
②予算執行についての内部監査の強化	123
(4) 予算積算と決算との乖離の是正	
①執行結果の予算要求への反映	123
(5) 事業コストの管理・分析	
①事業単位コードの各業務のコスト管理への活用	123
5. 個人情報保護の徹底	
①個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の 実現に向けた取組の実施	124
6. 意識改革の徹底	
①内部改善提案制度の創設	124
②職員行動規範の策定及び徹底	125
③能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入	125
④社会保険事務局・事務所グランプリの実施	126
⑤本庁と地方庁の人事交流の拡大	127
⑥地方職員の本庁ポストへの登用拡大	127
⑦職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し	127
⑧集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施	127
7. 組織内部の改革	
①社会保険事業運営評議会の設置	128
②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置	128
③内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置	128
④社会保険事業計画の見直し	129
⑤年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	129
「事業実績報告」と「実績評価」について	130

I 平成17年度の事業の概況

1. はじめに

社会保険庁については、これまでにその事業運営に関する様々な指摘がなされるところに、種々の不祥事案も生じたところである。

社会保険制度は国民の信頼があつてこそ成り立つものであり、損なわれた信頼を回復するため、まずは、これまでにいただいてきた様々な御指摘の一つひとつをしっかりと受け止め速やかに変えるべく、各般にわたる業務改革及び職員の意識改革に取り組んできたところである。

こうした中で、今般、全国の社会保険事務所において、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず免除等の手続を行ったという、国民年金法及び同法施行規則の規定等に定める手続に反する多くの事例があつたことが明らかとなつたことは極めて遺憾である。

法令に定められたルールに則つて業務を進めるといふ、公務員が当然守るべきことを逸脱した由々しき問題であり、社会保険庁としては、これまで徹底した調査を行い、全容を明らかにするとともに、今回の問題の構造的背景等を踏まえた再発防止策をとりまとめたところである。

(1) 国民年金保険料の免除等問題についての実態調査

平成18年2月以降、国民年金保険料の免除等に関し、不適正な事務処理の事例が判明したため、まずは各社会保険事務局及び社会保険事務所に対する申告調査を行い、同年5月29日に「第1次調査報告書」を、同年6月13日に「第2次調査報告書」をそれぞれ公表した。

その上で、徹底的に全容を明らかにするため、同年6月9日から19日にかけて、本庁の職員及び地方監察官（自らの都道府県の調査には加わらない）249名からなる「実態解明チーム」を全事務局に派遣し、全国で約327万件に及ぶ平成17年度の国民年金保険料の申請免除及び若年者納付猶予の申請書類等の全件を確認し、不適正な事例の有無等について調査する「全件調査」を行い、同年7月6日、調査結果について公表した。

さらに、これらの不適正事案ごとの発案から実行に至る具体的な経緯等についての「詳細調査」の結果等に加え、今回の問題発生 of 構造的背景や再発防止策等を掲げた「第3次調査報告書」を取りまとめ、同年8月3日に公表したところである。

なお、厚生労働省においても、こうした社会保険庁における国民年金保険料の免除問題の調査結果等を検証するため、平成18年6月6日より「社会保険庁国民年金保険料免除問題に関する検証委員会（厚生労働大臣政務官が民間有識者を招集）」が開催され、社会保険庁による調査の検証等を行い、8月3日、報告書の取りまとめが行われたところである。

(2) 再発防止策等

今回の問題を踏まえた再発防止策については、まず、平成18年5月29日、厚生労働大臣主宰の「第11回社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において、当面の対応策を提出し、そのうち速やかな対応が可能な法令違反通報窓口の設置（社会保険事務所及び社会保険事務局における法令違反の疑い等について、被保険者や受給者等から、本庁が直接受け付ける体制の整備）については同年6月14日から、法令遵守委員会の機能強化等（法令遵守委員会の調査範囲の拡大等）については同年7月1日から実施したところである。

さらに、「第3次調査報告書」において、今回の問題発生 of 構造的背景等を踏まえ、以下のような再発防止策を取りまとめたところである。

- ① 法令に基づいて業務を行う「法令遵守の意識の徹底」
- ② 統一的で詳細な業務マニュアルや情報共有のシステム等を整備し、事務局・事務所が独自の判断による事務処理を行わないようにする「業務の標準化・統一化の徹底」
- ③ 異常な入力記録について監視するためのシステムの開発、免除等申請書の入力等の共同事務センターへの完全集約（受付と入力処理の分離）、窓口装置からの直接入力の原則禁止など「事務処理のシステム的なチェック機能の整備」
- ④ 外部人材の登用、不適正処理の是正を重視する監察方式の実施など「監察部門の機能強化」
- ⑤ 地方社会保険事務局のブロック化や本庁の体制強化など「ガバナンスを強化するための組織改革」
- ⑥ 地方組織の幹部職員に有能な職員を育成・選抜して広域人事で登用する「能力重視の広域人事等の断行」

社会保険庁としては、今回の調査結果等を踏まえ、国家公務員として適正を欠く行為を行った職員に対する厳正な処分を行ったところであり、今後、各般にわたる再発防止策の速やかな実施を図るとともに、引き続き業務改革・職員の意識改革・組織改革を着実に進めるなど、社会保険事業に対する国民の信頼回復に向けて全力をあげて取り組むこととしている。

2. 社会保険事業

社会保険事業については、これまでいただいていた御指摘を踏まえ、徹底した業務改革を進めるべく、「緊急対応プログラム」（平成16年11月）及び「業務改革プログラム」（平成17年9月）を策定し、これらに基づき、各般にわたる改革を推進してきたところであり、平成17年度において、社会保険庁が実施した国民年金（以下「国年」という。）、厚生年金保険（以下「厚年」という。）、政府管掌健康保険（以下「政管健保」という。）及び船員保険（以下「船保」という。）の4制度についての適用、徴収、給付及びこれに関連する業務の概況等は、以下のとおりである。

(1) 業務の概況

ア 適用事務

- ① 厚年・政管健保の適用事業所数は、厚年が165万事業所、政管健保（健康保険組合が設立されている大企業は含まれない）が152万事業所となった。新規適用が、厚年6万6千事業所、政管健保6万5千事業所で、全喪が、厚年4万5千事業所、政管健保4万4千事業所であり、適用事業所数は増加した。

被保険者数は、厚年が3,302万人、政管健保が1,916万人となった。新規資格取得が、厚年690万人、政管健保470万人であり、資格喪失が厚年638万人、政管健保448万人であり、被保険者数は増加した。また、政管健保の被扶養者数は1,649万人であった。

特に、未適用事業所については、加入勧奨を行ったにもかかわらず、適用手続をしない事業所があることから、平成16年度から呼出と個別訪問による重点的な加入指導を実施し、平成17年度からは職権による適用（11件）にも着手したところである。

- ② 一方、国年については、被保険者数（第1号被保険者及び第3号被保険者）は、3,283万人で、そのうち、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）は1,092万人となった。資格取得が658万人、資格喪失が692万人であり、被保険者数は減少した。

特に、20歳到達者について、届出勧奨と職権適用により完全適用を図るとともに、種別変更等の適正届出の励行促進と基礎年金番号による被保険者記録の管理に努めた。

イ 保険料等収納事務

- ① 厚年・政管健保の保険料については、保険料収納額は、厚年が20兆584億円、政管健保が6兆5,676億円であり、収納率は、厚年が98.5%（前年度より0.3ポイント上昇）、政管健保が97.9%（前年度より0.3ポイント上昇）であり、前年度を上回る水準となった。滞納保険料については、13,631事業所に対して差押えを行った。

- ② 国年の保険料については、コンビニ・インターネットバンキング等による保険料を納めやすい環境づくり（コンビニによる納付：589万件、インターネットバンキング等による納付：14万件）を進めるとともに、市町村から提供される所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底等による保険料収納対策の強化を図ったところであり、未納者に対する電話督促は823万件、戸別訪問は1,774万件、最終催告状送付は17万件、差し押えは2,697件（平成18年4月以降も実施中）であった。

この結果、平成17年度の保険料納付額は、1兆9,480億円、当該年度分の納付月数は1億9,060万月、納付率は67.1%となり、対前年度比3.5ポイントの改善と、ここ数年の改善幅を大きく上回る一定の結果を残した。

なお、平成17年度の目標納付率（69.5%）は達成できなかったものの、17年度の単年度の目標改善幅（対前年度比3.8ポイント増）に0.3ポイント差まで近づく結果となった。

また、国年保険料の免除は382万人、学生納付特例は176万人、若年者納付猶予は34万人であった。（17年度末現在。不適正な事務処理に係る訂正後の実績。）

ウ 保険給付事務

- ① 政管健保の医療給付費は、3兆6,770億円、傷病手当金等の現金給付費は、5,321億円となった。レセプトの点検件数は122万件で、被保険者1人当たりの点検効果額は、3,416円（前年度より331円減）となった。
- ② 年金給付費は、厚年が2兆9,863億円、基礎年金が1兆2兆6,386億円、国年が1兆9,527億円となった。年金受給権者は、厚年が2,511万人、国年が2,439万人であり、年金の新規裁定件数は、厚年が150万3千件、国年が49万8千件となった。
- ③ なお、平成17年度より各種保険給付について、申請されてから決定通知書等が届くまでの期間についての目標として「サービススタンダード」を設定し、サービスの迅速化を図っているところである。

具体的には、傷病手当金等の健康保険給付は3週間以内、老齢年金及び遺族年金は2か月以内、障害年金は3か月半以内と設定しており、平成17年度における達成率は、傷病手当金が85.6%、老齢基礎年金が98.7%、遺族基礎年金が93.7%等となっている。

エ 年金相談等

- ① 年金相談については、待ち時間が長いなどの問題があったことから、平成16年12月から、毎週月曜日に相談受付時間を午後7時まで延長し、平成17年度からは、毎月第2土曜日に休日相談を実施するなど、相談体制の充実を図った。

また、平成17年8月から、社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースを段階的に拡充（56席（平成16年度末）→180席（平成

17年度末))するとともに、同年10月から、中央年金相談室と全国23カ所の年金電話相談センターをネットワークで結んだ全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施し、この結果、相談電話の応答率の向上(20.5%(平成16年度平均)→77.5%(「ねんきんダイヤル」実施後の平均))が図られた。

- ② さらに、平成17年10月から、老齢基礎年金の受給資格を満たしている方に対して、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付するターンアラウンド方式の導入(55万件)や、平成18年3月から、年金見込額試算の対象年齢の引下げ(55歳以上から50歳以上)及びインターネットを活用した年金加入記録の即時提供を実施するなど、年金個人情報の提供の充実を図った。

オ 保健事業及び福祉施設事業

政管健保の健康診断等の保健事業について、全国で新たに290医療機関を健診実施機関として指定するなど、健診受診者の利便性の向上を図るとともに、適切な健診が行われるよう実施機関の監査・指導の実施に努めたところである。

一方、年金福祉施設等については、今後は保険料を投入しないこととするとともに、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、平成22年9月までに整理合理化を進めることとしている。

カ 社会保険オンラインシステムの刷新

社会保険オンラインシステムについては、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、①記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化、②年金給付システムのハードウェア資源の集約、③原則、一般競争入札での調達による費用の透明性の確保、④システム部門の組織強化等の見直しを平成18年度から22年度までの5年間で実施することとしている。

(2) 決算及び組織人員

ア 決算

政管健保の平成17年度の単年度収支決算は、被保険者数の増加等による保険料収入の増加や老人保健拠出金の減少等により、平成15年度から3年連続の黒字で、1,494億円(医療分1,419億円)の黒字となったが、今後の収支見通し等を勘案すると、依然として予断を許さない状況にある。

年金事業の平成17年度の単年度収支決算は、厚年(厚生保険特別会計年金勘定)で9,672億円の黒字(なお、歳入においては積立金から6兆2,497億円を受け入れ。)、国年(国民年金特別会計国民年金勘定)で1,07.1億円の歳出超過(積立金から補足)となった。決算終了後の積立金残高は、厚年で13兆4,020億円、国年で9兆1,514億円となった。

国年、厚年及び政管健保の適用、保険料等の収納及び保険給付等の事業を実施する上で必要な事務に要した費用は、2,731億円であり、このうち、職員給

与等の人件費が1,423億円であった。

その財源内訳は、人件費等のための国庫負担額が1,813億円、特例措置として保険料を充てた額が918億円であった。

また、年金相談等や保健事業及び福祉事業に要した費用は、2,012億円であり、保険料財源を充当した。

イ 組織人員

社会保険庁の組織は、本庁総務部・運営部、社会保険大学校、社会保険業務センター、社会保険事務局(都道府県単位の47局)、社会保険事務所・事務局内事務所(312所)であり、事務局には事務センター(47)及び年金電話相談センター(23)、事務所には年金相談センター(63)が置かれている。

常勤職員については、年金相談業務や保険料収納確保のための体制強化等により346人の増員を行う一方、定員削減計画による224人と健保・厚年の届書入力業務の省力化等による223人の合計447人の減員を行い、平成17年度末定員は17,365人(101名の純減)となった。

3. 社会保険庁改革

社会保険庁については、国民の信頼回復に向けて、業務改革と併せて抜本的な組織改革を行う必要があり、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終取りまとめや、厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の取りまとめ等に沿って、社会保険庁を廃止し、政管健保と公的年金の運営を分離の上、それぞれ新しい組織を設立する等の解体的出直しを行うこととし、平成18年通常国会に「ねんきん事業機構法案」を提出した。(継続審議中)

(1) 組織改革

平成20年10月に社会保険庁を廃止・解体し、

- ・ 政管健保の運営については、国から切り離し、「全国健康保険協会」を設立する一方、
- ・ 公的年金については、国民年金の保険料収納率の向上という重要課題に対応し、国の責任の下に、確実な保険料の収納と給付を確保するため、年金事業に特化した「ねんきん事業機構」(厚生労働省の特別の機関)を設立するとともに、以下のような徹底した組織の構造改革を行うこととしている。

①外部人材の参画

ねんきん事業機構の運営に関する重要事項を審議する「年金運営会議」や同機構の財務・業務・個人情報管理に関する内部監査を実施する「特別監査官」に外部専門家を登用し、意思決定機能・監査機能について、国民の意向を反映しつつ、抜本的な強化を図ることとしている。

②大幅な人員削減

行政組織のスリム化と公務員数の純減を図るため、政府全体の目標（５年間で常勤公務員の定員の５％以上を純減）を大きく上回る形で定員の純減を進めることとし、具体的には、

- ① 定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、システムの刷新等による業務そのものの削減、業務の広域的な集約化等による合理化を徹底するとともに、
- ② その一部を活用して、年金保険料の徴収体制の充実等の強化すべき業務への人員シフトを図りながら、

平成１８年度から２４年度までの７年間に、「全国健康保険協会」への移行分を含めて、平成１７年度の人員数に比較して、

- ① 常勤公務員の定員を２０％以上純減するとともに、
- ② 常勤及び非常勤の公務員をあわせて、１万人程度の純減を行うこととしている。

③民間企業的な人事・処遇の導入

職員の能力・実績の評価を任用・給与に反映させる新人事評価を実施することとし、平成１７年１０月より一定職以上の職員を対象に試行に着手し、これらの職員については平成１８年度から、その他の職員については平成１９年度から本格実施することとしている。

④地方組織の抜本改革

平成２０年１０月の新組織の発足に併せて、地方事務官制度に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改めるため、都道府県ごとに配置されている現在の社会保険事務局を廃止した上で、新たにブロック単位の「地方年金局」を設置し、その下に「年金事務所」を設置することとしている。

⑤国民の意向を反映するための体制整備

国民の意向を事業運営に反映させるため、年金受給者や保険料負担者によって構成される「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設置することとしている。

(２) 業務改革

新組織の発足に向けて、もう一段の業務改革を推進するため、平成１８年通常国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において必要な措置を講じたところである。（継続審議中）

具体的には、

- ① 住民基本台帳ネットワークから被保険者情報を取得することにより、未加入者への加入勧奨を充実するとともに、被保険者等の氏名・住所変更等の届出を省略できるようにすること等のサービスの向上、

- ② クレジットカードによる保険料納付の実施、大学等が学生の委任を受けて学生納付特例の申請を代行できる仕組みの導入、国民年金保険料の未納者に対し、通常より短期の有効期間の国民健康保険被保険者証の交付を可能にすること、社会保険に密接に関わる事業者（保険医療機関、介護保険事業者、社会保険労務士等）が正当な理由なく保険料を長期未納の場合には、当該事業者の指定等を認めないこととすること等の保険料収納対策の強化、
- ③ 年金事務費について受益と負担の明確化等の観点から保険料を充当できることを恒久化すること、年金福祉施設の設置等の根拠規定であった「施設をすることができる」旨の規定を廃止し、新たに年金相談等の年金給付に関連する事業についての規定を整備すること
- などの措置を講じることとしており、法案の成立後、逐次、着手することとしている。

Ⅱ. 平成17年度に達成すべき 目標に関する実績

○ 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号及び「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成13年3月30日付厚生労働省発政第93号厚生労働事務次官依命通達）の規定に基づき、「平成17年度において社会保険庁が達成すべき目標について」（平成17年3月18日付厚生労働省発政第0318001号厚生労働大臣通達）（以下、「達成すべき目標という」）において示された各目標に対する取り組み状況について、とりまとめたものである。

※ 「6 その他の業務全般に関する事項（1）、（2）、（3）、（4）」については、社会保険庁が独自に定めた目標に関する取組である。

※ 「指標の推移（年度別）」中、「－」については、制度施行前等のため、数値が存在しないもの。

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適用を促進する。

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
新規適用事業所数	政府管掌健康保険	事業所	55,208	50,880	52,738	57,945	65,010	前年度を上回る
	厚生年金保険	事業所	56,227	51,475	60,649	58,265	66,087	前年度を上回る
	船員保険	事業所	156	147	171	144	227	前年度を上回る
全喪事業所数	政府管掌健康保険	事業所	73,514	75,537	58,985	43,915	43,789	—
	厚生年金保険	事業所	78,276	79,611	62,890	46,092	45,223	—
	船員保険	事業所	352	372	293	218	240	—
適用事業所数 (年度末現在)	政府管掌健康保険	事業所	1,522,868	1,496,270	1,488,205	1,498,226	1,515,290	—
	厚生年金保険	事業所	1,657,585	1,634,720	1,623,766	1,631,671	1,648,101	—
	船員保険	事業所	6,912	6,611	6,460	6,347	6,292	—
巡回説明事業所数	事業所	31,508	37,178	32,428	48,765	53,129	62,076	
重点加入指導実施事業所数	事業所	—	—	—	3,513	4,013	4,064	

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適用を促進する。</p>	<p>未適用事業所の把握及び適用については、制度の適正な運営及び費用負担の公平性を図るため、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成17年3月25日庁文発第0325004号）等の通知に基づき、以下のとおり実施した。</p> <p>これらの取組と経済環境の改善により、新規適用事業所数、適用事業所数は昨年度に比べ増加した。</p> <p>①適用促進対象事業所の選定</p> <p>まず、法務局等で閲覧する商業登記申請書や法人登記申請書の情報、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所に関するデータを突合した情報等を活用して、未適用事業所である可能性のある事業所をリストアップし、適用促進対象事業所として選定した。</p> <p>②適用勧奨</p> <p>これら適用促進対象事業所に対しては、電話、文書（勧奨状）、職員や社会保険労務士による巡回説明等により、適用勧奨に努めたところであり、①事業所への巡回説明、②呼出による加入指導（原則として5人以上の事業所）、③戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として15人以上の事業所）を実施した。</p> <p>なお、これらの数は、いずれも昨年度に比べ増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回説明事業所数（社労士委託分）：48,765事業所（16年度）→ 53,129事業所（17年度） ・呼出による加入指導：4,171事業所（16年度）→ 8,563事業所（17年度） ・戸別訪問等による重点的な加入指導：3,513事業所（16年度）→ 4,013事業所（17年度） <p>その他、公共職業安定所より求人申込時の社会保険の加入状況に係る情報提供に加え、他省庁との連携を強化し、地方運輸局等からの貨物自動車運送事業者の社会保険の加入状</p>

況にかかる情報提供を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めた。

③職権適用の状況

事業主の制度に対する理解不足等の影響から、加入勧奨にもかかわらず、適用されない事例が平成 17 年度も見受けられたことから、引き続き巡回説明及び戸別訪問等による適用加入勧奨及び加入指導により事業主の理解を求めるとともに、重点的な加入指導によっても加入手続を行わない事業所に対しては、平成 17 年度より新たに、立入検査等を行い職権適用を実施することとした。

- ・ 平成 17 年度の職権適用の実施数は、11 事業所

④未適用事業所の状況

平成 17 年度において、雇用保険との突合結果リストや法人登記申請書の閲覧等により適用促進対象事業所として選定した 264,766 事業所のうち、文書指導、巡回説明、呼出指導、戸別訪問指導及び職権適用の結果、「適用に結びついた」又は「既に適用済みであったことが判明」した事業所数は 19,903 事業所、「適用対象外等事業所であることが判明」した事業所数は 46,039 事業所であり、一方、戸別訪問による加入指導をしてもなお未適用のままとなっている事業所数は、平成 18 年 3 月末現在 3,294 事業所であった。

また、平成 17 年度以前の適用促進の結果、各種の適用指導を行ってもなお未適用事業所となっているものを含めると、平成 18 年 3 月末現在において、社会保険庁が未適用事業所として把握している事業所数は、63,539 事業所である。

今後とも、事業主の理解を求め、自主的な届出をしていただくことを基本としつつ、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業主に対しては、職権による適用を含めた厳しい姿勢で取り組むこととしている。

⑤全喪届の適正化

全喪事業所数については、平成 15 年度から全喪届を法令上位置づけるとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務づけたこと、また、平成 16 年

9月には、全喪届に係る事務処理の適正化を図るため、全喪届の総点検を実施したこと等の取組により、昨年度に引き続き減少した。

- ・政府管掌健康保険：43,915事業所(16年度) → 43,789事業所(17年度)
- ・厚生年金保険：46,092事業所(16年度) → 45,223事業所(17年度)

⑥船員保険の適用の適正化

船員保険の適用の適正化については、「船員保険の適用の適正化について」(平成16年12月8日庁保発第1208001号)等の通知を発出し、実施している。

具体的には、地方運輸局等において、雇用契約公認審査の際に船員保険の適用を確認し、船員保険への加入が確認できない場合の通報、船員労務官からの通報及び船員法適用船舶所有者名簿等の閲覧により、適用対象船舶所有者等を把握し、適用指導の実施に努めた。

(注) 適用促進の手順

- ① 未適用事業所の把握
- ② 文書による加入指導
- ③ 巡回説明(社会保険労務士等による適用促進の趣旨や保険制度の説明)
- ④ 呼出による加入指導
(原則として5人以上の事業所)
- ⑤ 戸別訪問等による重点的な加入指導
(原則として15人以上の事業所)
- ⑥ 立入検査等による職権適用
(20人以上の事業所)

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。 【数値目標】適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合：4分の1以上

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
被保険者数 (資格取得分)	政府管掌健康保険	人	4,376,074	4,327,146	4,399,549	4,529,561	4,703,201
	厚生年金保険	人	6,006,391	7,132,177	6,313,337	6,453,507	6,904,641
	船員保険	人	28,437	25,606	23,113	25,210	28,745
被保険者数 (資格喪失分)	政府管掌健康保険	人	4,656,575	4,637,648	4,370,698	4,401,356	4,478,890
	厚生年金保険	人	6,598,151	6,598,546	6,261,365	6,069,532	6,375,211
	船員保険	人	32,166	30,022	26,524	26,228	29,119
被保険者数 (年度末現在)	政府管掌健康保険	人	19,124,131	18,811,690	18,815,485	18,930,749	19,156,318
	厚生年金保険	人	31,575,928	32,144,195	32,120,748	32,491,043	33,021,689
	船員保険	人	78,153	73,438	68,949	66,081	64,834
被扶養者数 (年度末現在)	政府管掌健康保険	人	17,174,814	17,068,778	16,706,702	16,685,610	16,493,297
	船員保険	人	134,211	124,930	116,197	108,705	103,105
定時決定時調査件数		事業所	715,057	671,798	498,922	392,027	355,420
調査官総合調査件数		事業所	344,175	329,570	307,570	329,464	376,818
資格関係事業所調査件数		事業所	—	—	—	—	496,954
賞与支払事業所数 (年度延数)	政府管掌健康保険	事業所	—	—	1,678,038	1,671,868	1,645,961
	厚生年金保険	事業所	—	—	1,959,536	1,957,551	1,932,383
	船員保険	事業所	—	—	4,254	4,199	4,099

※「資格関係事業所調査件数」は、「調査官総合調査件数」を含み、「定時決定時調査件数」を除いた数。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合：4分の1以上</p>	<p>①適正届出の励行促進</p> <p>適正届出の励行促進については、事業所調査の際の事業主に対する指導の実施、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて徹底を図るとともに、定時決定時の調査（船員保険においては、標準報酬実態調査での実施）及び各種広報媒体（チラシ・パンフレットの配布及び各種広報誌での説明）による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めた。</p> <p>特に、事業主の利便性の向上及び負担の軽減を図る観点から、インターネットによる届出や電子媒体による届出を促進するとともに、適正な届出の励行に努めた。</p> <p>しかしながら、制度に対する理解が得られない事業主より、適正な届出がなされていない事例が平成17年度も見受けられたことから、引き続き各種説明会の開催及び各種広報媒体による制度の周知を図ることにより適正な届出の励行に努めていくこととしている。</p> <p>②事業所調査の実施</p> <p>平成17年度において、社会保険調査官等が行う事業所調査に係る数値目標を、「適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合が、4分の1以上となること」と定め、過去の調査実績等から届出が適正に行われていないと判断される事業所や短時間就労者が多い事業所について、重点に実施した。</p> <p>その結果、資格関係事業所調査件数は496,954ヶ所となり、適用事業所数（1,631,671ヶ所）の30.4%と目標を上回った。</p> <p>また、事業所調査により資格得喪関係や標準報酬月額の修正を行ったことにより、保険料の適正化を図った金額（効果額）は、健康保険で30億6千万円、厚生年金保険で53億9千万円となり、前年度の実績を上回った。</p>

事業所調査による保険料適正化の効果額

(単位：百万円)

	事 項	平成 16 年度	平成 17 年度
健康保険	資格得喪関係	1,698	1,725
	標準報酬月額関係	1,295	1,339
	計	2,993	3,064
厚生年金保険	資格得喪関係	3,283	3,399
	標準報酬月額関係	1,859	1,991
	計	5,142	5,390

(注) 事業所調査・・・適用事業所における被保険者の資格取得、喪失及び報酬等の届出状況等について、社会保険調査官等が行う調査をいう。
社会保険調査官・・・健康保険、船員保険及び厚生年金保険の事業所調査を主に行う職員をいう。

※ 平成 18 年度からは、事業所の実地調査において外国人労働者数等を把握することとし、今後の指導に活用する。また、派遣労働者の適用の適正化として、都道府県労働局と連携し、効率的・効果的な事業所の調査手法を検討し、実施することとしている。

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(3) 住民基本台帳ネットワークにより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。 【数値目標】20歳到達者の適用率：100%

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
20歳到達者の適用率		%	—	100	100	100	100	100
届出による20歳到達者の適用数		人	830,683	603,650	646,259	657,256	608,720	—
20歳到達者の職権適用数		人	464,288	663,259	671,252	630,674	620,124	—
被保険者数 (国民年金第1号 及び第3号被保険 者数)	資格取得者数	人	8,099,228	7,320,298	7,236,868	6,796,138	6,576,974	—
	資格喪失者数	人	7,759,616	7,124,016	7,346,616	7,127,225	6,916,303	—
	年度末現在	人	33,407,544	33,603,769	33,494,021	33,162,957	32,825,823	—
	(うち第1号被保険者数)	人	22,073,886	22,367,916	22,399,900	22,169,521	21,903,485	—
	(うち第3号被保険者数)	人	11,333,658	11,235,853	11,094,121	10,993,436	10,922,338	—

※第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(3) 住民基本台帳ネットワークにより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。</p> <p>【数値目標】 20歳到達者の適用率：100%</p>	<p>国民年金の20歳到達者の把握及び20歳到達者の完全適用については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の一部の施行に伴う国民年金事務の取扱いについて（通知）」（平成14年1月28日庁保険発第2号）及び「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行に伴う20歳到達者に対する適用勧奨にかかる事務の取扱いについて（通知）」（平成15年3月7日庁保険発第589号）に基づき実施しており、国民年金事業の適正な運営を図るとともに、国民の年金権を確保するため20歳到達者の完全適用に努めた。</p> <p>①20歳到達者の把握 具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）から取得した20歳到達者情報（住基ネットに参加していない市町村については、市町村が保有する20歳到達者情報）及び市町村の協力により得られた在日外国人に係る20歳到達者情報と社会保険庁で保有する第二号被保険者情報を突合し、第一号被保険者となる者を把握した。</p> <p>②加入勧奨及び職権適用 把握した者については、文書による加入勧奨を行い、加入勧奨によっても届出のない者については、職権により、制度の趣旨に則り年金手帳を作成のうえ、直接送付し、又は戸別訪問により職員が持参し、国民年金制度の意義・役割を説明し、制度に対する理解を求めることにより、完全適用を行った。</p>

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(4) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。 【数値目標】届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数（勸奨状の送付対象者数）	件	4,905,391	4,555,662	4,233,039	4,009,651	3,805,310	3,941,390

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(4) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>	<p>被保険者種別変更の届書等に係る適正な届出及び早期提出の周知については、「国民年金事業の推進について（通知）」（平成6年3月31日庁文発第1411号）等の通知に基づき、以下のような取組を実施した結果、届出漏れに係る勧奨状の送付対象者数については前年度を下回り（4,009,651件（16年度）→3,805,310件（17年度））、目標を達成した。</p> <p>① 政管健保・厚年の新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会などを活用し、種別変更届及び第三号被保険者に係る届出の周知について事業主の協力を求め、事業所向け広報誌の従業員への回覧や退職時のチラシ・パンフレットの配布などにより、第二号被保険者及び第三号被保険者への適正な届出及び早期提出の周知に努めた。</p> <p>② 公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における種別変更の届出周知や届出用紙の配付等を行った。</p> <p>③ 国民年金事務指導員による電話、戸別訪問等での届出励行や、国民年金委員を活用した地域住民への届出等の広報を行った。</p> <p>④ なお、第二号被保険者の資格を喪失した者及びその者に扶養されていた配偶者、並びに政管健保の被扶養者に該当しなくなった第三号被保険者に対し、2か月間経過しても種別変更の届出がない場合には届出勧奨状を送付し、勧奨を行ってもなお届出がされない場合には、職権で第一号被保険者として種別変更を行った。</p> <p>(注) 国民年金事務指導員・・・国民年金被保険者の資格に関する届出手続等について、主に事業所や大学などを訪問して手続指導等を行う非常勤職員</p> <p>国民年金委員・・・・・・・・・・地域住民に対する国民年金制度の周知や届出手続の相談等を行うために社会保険庁長官が委嘱した民間協力者</p>

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(5) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
年金手帳記号番号の調査が必要な者	対象者 他制度加入照会対象者 (※1)	/	S28.11.2生 ～S43.4.1生	S43.4.2生 ～S53.4.1生	—	—	—
	名寄せ対象者 (※2)		S20.4.2生 ～S21.4.1生	S21.4.2生 ～S26.4.1生	S26.4.2生 ～S28.4.1生	S28.4.2生 ～S35.4.1生	S35.4.2生 ～S43.4.1生
年金手帳記号番号の調査のための照会票の送付件数		件	3,902,863	3,343,119	666,317	1,667,352	1,630,971
照会票送付件数のうち、回答票を受付した件数 (業務センター受付分)		件	2,672,625	1,685,857	348,590	662,733	580,024

※1 平成9年1月に基礎年金番号を通知した際、「現在加入している制度以外の公的年金に加入したことがある」又は「2つ以上の年金手帳をもらったことがある」に該当するかの照会に対し、「ある」と回答があった者。

※2 基礎年金番号で管理する記録と国民年金及び厚生年金保険の年金手帳記号番号で管理する記録を突合し、氏名・生年月日及び性別が一致した者。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(5) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<p>基礎年金番号による被保険者記録の管理については、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」（平成8年10月18日庁文発3151号）等の通知に基づき実施しているところであり、平成17年度においては、以下の通り行った。</p> <p>① 基礎年金番号による適正な届出の周知 基礎年金番号による適正な届出を周知するために、事業主、被保険者等に対して広報誌、新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会等を活用し、基礎年金番号による適正な届出に関し、周知を行った。</p> <p>② 基礎年金番号の適正な払出 資格取得届等に基礎年金番号の記載がない場合には、必要に応じて疑重複調査確認票により対象者に基礎年金番号の有無等に関し照会を行うことにより、基礎年金番号が二重に付番されることのないよう徹底を図った。 また、基礎年金番号が二重に付番されたものについて調査を行い（平成17年10月実施：約3万8千件）、社会保険業務センター及び社会保険事務所で解消を行った。</p> <p>③ 複数の年金手帳記号番号の計画的整理 平成9年1月の基礎年金番号導入前は制度ごとに交付された複数の国民年金または厚生年金保険の年金手帳記号番号を有していたことから、社会保険業務センターにおいてこれらの加入記録を整理するため、基礎年金番号に年金手帳記号番号を登録している（「過去記録の整理」）。 この過去記録の整理は平成10年度から平成18年度まで計画的に実施しているが、平成17年度においては昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者</p>

で、基礎年金番号で管理している氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する年金手帳の記号番号を有しているものに対し、照会票を送付した。これらの者のうち、ハガキ、電話によって回答のあった者について、年金手帳の記号番号を基礎年金番号に登録し、年金手帳記号番号の整理を行った。

なお、平成17年度までにおける過去記録の整理の実施状況は以下の通りとなっている。

照会票の送付数 1,660万件（うち送達不能 64万件）

回答があった数 1,147万件（社会保険業務センター及び社会保険事務所における受付数の合計）

回答があった数のうち、

手帳記号番号を基礎年金番号に登録した数 841万件

他に年金手帳記号番号がなかったもの 306万件

平成17年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項
	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率： 政府管掌健康保険：97.3%以上で、かつ、前年度の実績（97.6%）を上回る 船員保険：91.1%以上で、かつ、前年度の実績（91.7%）を上回る 厚生年金保険：97.9%以上で、かつ、前年度の実績（98.2%）を上回る</p> <p>○口座振替実施率： 政府管掌健康保険：81.3%以上で、かつ、前年度の実績（85.7%）を上回る 船員保険：56.7%以上で、かつ、前年度の実績（56.5%）を上回る 厚生年金保険：83.6%以上で、かつ、前年度の実績（84.3%）を上回る</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
① 保険料収納額 (過年度分を含む)	政府管掌健康保険	億円	62,208	60,470	63,741	64,619	65,676	—
	厚生年金保険	億円	199,360	202,034	192,425	194,537	200,584	—
	船員保険	億円	710	666	682	652	639	—
② 拠出金収納額	児童手当拠出金	億円	1,351	1,352	1,329	1,319	1,334	—
③ 保険料調定額 (過年度分を含む)	政府管掌健康保険	億円	64,222	62,453	65,529	66,220	67,090	—
	厚生年金保険	億円	204,176	206,768	196,471	198,022	203,577	—
	船員保険	億円	774	732	749	711	694	—
④ 拠出金調定額	児童手当拠出金	億円	1,365	1,365	1,339	1,326	1,341	—
⑤ 保険料収納率 ①/②	政府管掌健康保険	%	96.9	96.8	97.3	97.6	97.9	97.6
	厚生年金保険	%	97.6	97.7	97.9	98.2	98.5	98.2
	船員保険	%	91.7	91	91.1	91.7	92.1	91.7
差押え事業所数 (16年度までは延べ事業所数)		事業所	19,715	20,474	17,630	17,223	13,631 (実事業所数)	—

口座振替事業所数	政管健保・厚生年金	事業所	1,434,671	1,410,048	1,401,511	1,411,667	1,433,607	—
	船員保険	事業所	4,462	4,232	4,159	4,110	4,116	—
口座振替実施率	政府管掌健康保険	%	83.4	81.6	81.3	85.7	85.5	85.7
	厚生年金保険	%	84.9	83.8	83.6	84.3	84.2	84.3
	船員保険	%	64.6	57.6	56.7	56.5	56.4	56.5

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険：97.3%以上で、かつ、前年度の実績（97.6%）を上回る ・船員保険：91.1%以上で、かつ、前年度の実績（91.7%）を上回る ・厚生年金保険：97.9%以上で、かつ、前年度の実績（98.2%）を上回る <p>○口座振替実施率：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険：81.3%以上で、かつ、前年度の実績（85.7%）を上回る ・船員保険：56.7%以上で、かつ、前年度の実績（56.5%）を上回る ・厚生年金保険：83.6%以上で、かつ、前年度の実績（84.3%）を上回る 	<p>①口座振替の促進</p> <p>保険料の納入については、納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対し口座振替の促進に努めた。</p> <p>具体的には、新規適用時に、納期内納入の実施や口座振替の実施を促し、適用後においては、口座振替未実施の事業所に対し、口座振替納付用紙・口座振替勧奨状を送付するとともに、職員が電話や訪問により口座振替の実施についての勧奨を行い、口座振替事業所の増加に努めた。その結果、口座振替実施事業所数は、政府管掌健康保険・厚生年金で前年度の実績は上回った（1,411,667事業所（16年度）→1,433,607事業所（17年度））。</p> <p>しかし、口座振替実施率では、政府管掌健康保険においては、85.5%で目標の前年度の実績（85.7%）をわずかに下回った。厚生年金保険においては、84.2%で目標の前年度の実績（84.3%）をわずかに下回った。船員保険においても、口座振替実施事業所数は増加している（4,110事業所（16年度）→4,116事業所（17年度））が、口座振替実施率は、56.4%で目標の数値（56.7%）をわずかに下回った。</p> <p>なお、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所、公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施しているものと見込まれる。</p> <p>（注）口座振替実施率・・・口座振替実施事業所数/適用事業所数</p> <p>②納期内納入の促進のための広報</p> <p>納期内納入については、広報誌等の活用や納期内納入についての依頼文書を納入告知書を送付する際に同封するなど、効率的・効果的な広報に努めた。</p>

③滞納事業所への督促及び滞納処分

また、滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分については、滞納処分実施要綱や滞納処分マニュアルの活用により、保険料滞納の発生防止のための納付督促を行うとともに、滞納処分の早期着手等により、保険料収入の確保に努めた。

具体的には、新規に口座振替が不能となった事業所については、保険料滞納の発生防止のために、速やかに電話等納入督促を実施し、納入告知書を再送付するなど新規滞納事業所を増加させないように努めた。この結果、滞納事業所数は前年度より減少した。

指定期限までに納入がない新規滞納事業所に対しては、電話、事業所への訪問、社会保険事務所への呼出により、事業主と面談し、未納保険料の収納に努めるとともに、納入が遅れる場合は納付計画を提出させ納入の確約をとるなど保険料の確実な収納に努めた。

・滞納事業所数：113,777事業所（16年度）→105,545事業所（17年度）

（注）各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部が未納となっている事業所数を機械的に集計したもの。

さらに、納付計画不履行となった事業所や長期・大口滞納事業所について、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知を発出するなどの納付督促に努め、進展がない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。この結果、差押え実施事業所数（実事業所数）は前年度より増加した。

・差押え実施事業所数（実事業所数）：13,132事業所（16年度）→13,631事業所（17年度）

（注）平成17年度より集計方法を延べ事業所数から実事業所数に変更。16年度実績は延べ事業所数では17,223事業所。

④保険料収納率

このような取組により、平成17年度の保険料収納率は、前年度を上回った。

厚生年金保険の保険料収納率については、当該年度分99.68%（対前年度比0.06%増）、過年度分21.55%（対前年度比0.12%減）となっており過年度分は前年度を下回ったもの

の、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.53%（対前年度比0.29%増）と目標の前年度の実績を上回った。

政府管掌健康保険の保険料収納率については、当該年度分99.48%（対前年度比0.10%増）、過年度分22.71%（対前年度比0.08%増）及び当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、97.89%（対前年度比0.31%増）と目標の前年度の実績を上回った。

また、船員保険の保険料収納率については、当該年度分98.60%（対前年度比0.16%増）、過年度分14.41%（対前年度比4.73%減）となっており過年度分は前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、92.05%（対前年度比0.32%増）と目標の前年度の実績を上回った。

平成17年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項
	(2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。 【数値目標】 国民年金保険料納付率：69.5% 口座振替実施率：37.1%

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
保険料納付対象月数（当該年度分）①	万月	19,285	21,712	21,276	20,613	19,060	—
保険料納付月数（当該年度分）②	万月	13,673	13,627	13,492	13,111	12,793	—
保険料納付率（当該年度分）②/①	%	70.9	62.8	63.4	63.6	67.1	69.5
口座振替実施率	%	37.1	35.2	35.1	37.0	40.2	37.1
電話納付督促件数（延べ数）	万件	—	330	510	649	823	829
戸別訪問件数（延べ数）	万件	—	730	961	1,341	1,774	1,718
催告状発行件数（延べ数）	万件	—	2,792	3,824	4,021	3,418	3,967
最終催告状発送件数	件	—	—	9,654	31,497	172,440	—
督促状送付件数	件	—	—	394	3,637	36,398	—
コンビニ収納件数	万件	—	—	—	347	589	500

※「保険料納付率（当該年度分）」とは、当該年度に納付すべき月数（納付対象月数）のうち、当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数（納付月数）の割合である。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）																				
<p>2 保険料等収納事務に関する事項 (2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。 【数値目標】 国民年金保険料納付率：69.5% 口座振替実施率：37.1%</p>	<p>国民年金保険料の確実な収納を図るため、社会保険事務所毎に地域特性や未納者特性に応じた年度別、月別の行動目標を設定した「国民年金保険料収納にかかる行動計画（アクションプログラム）」を策定し取り組んでいるところであるが、平成17年度においては、市町村からの所得情報を活用した未納者の所得階層に応じたきめ細やかな対策を基本とし、各納付督促業務を効率的・効果的に実施するため、未納者との接触率、面談率等の質的な面の向上を図るとともに、納付督促フローチャートを作成し督促ごとの連携をより一層図る等、実効性の高い納付督促を目指した。</p> <p>さらに、年度後半に向けて、第1号被保険者の変動、法律改正等による影響、平成16年度の納付督促毎の効果率・寄与率及び強制徴収の拡大等の要素を踏まえた内容に計画を改め、取組を徹底した。</p> <p>具体的な収納対策の実施状況については以下のとおり。</p> <p>① 行動計画の着実な実施</p> <p>ア 催告状の発行、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促、集合徴収案内の発行の4つの基本的な納付督促手法、さらに所得情報を活用した免除・納付猶予の勧奨及び強制徴収の実施について、社会保険事務所ごとに月別の行動目標を定めた行動計画を策定し、徹底した進捗管理のもと対策に取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="916 1211 2047 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度実績</th> <th>17年度目標</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>催告状発行</td> <td>3,418万件</td> <td>3,965万件</td> <td>86.2%</td> </tr> <tr> <td>電話納付督促</td> <td>823万件</td> <td>823万件</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問督促</td> <td>1,774万件</td> <td>1,718万件</td> <td>103.3%</td> </tr> <tr> <td>集合徴収案内件数</td> <td>1,952万件</td> <td>2,004万件</td> <td>97.4%</td> </tr> </tbody> </table>		17年度実績	17年度目標	達成率	催告状発行	3,418万件	3,965万件	86.2%	電話納付督促	823万件	823万件	100.0%	戸別訪問督促	1,774万件	1,718万件	103.3%	集合徴収案内件数	1,952万件	2,004万件	97.4%
	17年度実績	17年度目標	達成率																		
催告状発行	3,418万件	3,965万件	86.2%																		
電話納付督促	823万件	823万件	100.0%																		
戸別訪問督促	1,774万件	1,718万件	103.3%																		
集合徴収案内件数	1,952万件	2,004万件	97.4%																		

17年度においては、各納付督促ともほぼ計画どおり行動計画を達成したが、強制徴収の手続きに入るために発行する最終催告状の発行件数が目標を大きく上回ったことにより、通常の納付督促として発行する催告状の件数が抑制されたものと分析している。

イ 未納者に対する戸別訪問督促を中心に活動している非常勤職員である国民年金推進員について、活動実績に基づく成果主義的な給与体系に10月から変更し、インセンティブの向上を図った。

② 納付しやすい環境づくり

ア コンビニエンスストア、インターネットや携帯電話による保険料納付について、納付書の送付の際に同封するリーフレット等により周知を図り、着実に実績を伸ばしている。

	16年度実績	17年度実績
コンビニエンスストア	347万件(593万月)	589万件(940万月)
インターネット・携帯電話	7万件(17万月)	14万件(33万月)

※ コンビニで収納した940万月は、全収納月の7%を占める。

イ 口座振替の推進については、職員や国民年金推進員等による戸別訪問時での積極的な勧奨を行うとともに、口座振替申出書の受付を社会保険事務所でも積極的に実施したほか、平成17年4月から施行された口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1か月早く納付する場合に一定の割引をする制度)について各種通知書を利用した周知などにより、口座振替実施率は前年比3.3ポイント増の40.2%となり、目標(37.1%)を達成した。口座振替の利用率を高めることは、確実に安定した収納の確保に寄与するばかりでなく、業務の効率化にも資することから、引き続きより一層の促進に努めていく。

③ 免除等制度の周知徹底

ア 公共職業安定所との連携により、失業者に対する雇用保険受給者説明会等の機会を活用して、失業による免除制度に関する周知に努めた。

イ 市町村からの所得情報を活用し、免除等基準に該当すると思われる未納者に対して免除等制度の周知並びに申請手続の勧奨に努めた。

④ 保険料納付意識の徹底

ア 所得税法の改正により、平成 17 年分の所得から、社会保険料控除の申告時に保険料の支払いを証明する書類の添付が義務化されたことに伴い、11 月に「社会保険料控除証明書」を発行し、保険料納付意識の徹底を図った。

イ 保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者を 172, 440 人選定し、最終催告状を発行した。

このうち、納付に応じない 36, 398 人に督促状を発行し、2, 697 人に対して差押えを執行した。(平成 18 年 3 月末現在)

⑤ 民間事業者の活用

17 年 10 月より、5 箇所社会保険事務所を対象として、保険料収納業務を市場化テストモデル事業として開始した。なお、平成 18 年度は新たに 7 月より 30 箇所の社会保険事務所を加えて実施することとしており、今後、実施状況を見ながら更に拡大していくこととしている。

⑥ 年金広報及び年金教育の推進

ア 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントをわかりやすく解説した「総合パンフレット」や、多様な関心事項に的確に対応する「目的別チラシ」を作成し全国展開したほか、年金週間を中心とした広報を実施した。

イ 年金教育をさらに推進するため、学校関係者との年金教育推進協議会を全ての社会保険事務局に設置し、中学・高校の教員及び生徒を対象とした年金セミナーを実施した。

(年金セミナーの実施状況)

	16年度	17年度	対前年度比
教員対象のセミナー	9,189校(全学校の55.6%)	12,095校(全学校の73.5%)	17.9%増
生徒対象のセミナー	3,616校(全学校の21.9%)	4,722校(全学校の28.7%)	6.8%増

⑦ 保険料収納率の状況

これらの対策を行った結果、平成17年度の国民年金保険料の現年度分納付率は67.1%となり、対前年度比3.5ポイントの改善と、ここ数年の改善幅を大きく上回る一定の結果を残した。

なお、平成17年度の目標納付率(69.5%)は達成できなかったものの、17年度の単年度の目標改善幅(対前年度比3.8ポイント増)に0.3ポイント差まで近づく結果となった。

このような中、免除等に係る不適正事案の発生という事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深甚なる反省の下、再発防止に徹底して取り組んでいくこととしているが、

①負担能力のある未納者には、強制徴収も含めた強力な納付督促を行う一方、

②将来の年金権確保のため、免除等基準に該当する未納者には免除等の申請勧奨を行う等の業務の基本方針は堅持すべきであり、改めて現場職員の志気を高めつつ、なお一層の収納対策に強力に取り組んでいくこととしている。

平成17年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項
	(3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
免除者数 (各年度末現在)	法定免除	人	989,555	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166
	申請全額免除	人	2,769,809	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879
	申請半額免除	人	—	343,953	378,447	414,310	532,984
	合計	人	3,759,364	2,808,646	3,090,354	3,268,948	3,815,029
学生納付特例者数（各年度末現在）		人	1,475,867	1,537,406	1,675,788	1,727,564	1,760,373
若年者納付猶予者数（年度末現在）		人	—	—	—	—	340,525
追納件数（各年度末現在）		件	325,492	310,616	405,600	565,125	580,160

※17年度については、不適正な事務処理に係る訂正後の実績である。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。</p>	<p>①免除等制度の充実</p> <p>平成17年度においては、新たに以下のような制度の充実が図られ、その利用促進に努めた。</p> <p>ア 平成17年4月から、若年者（20歳台の第一号被保険者）について、将来保険料を負担することができるようになった時点で追納することができる若年者納付猶予制度が創設された。</p> <p>イ 平成17年4月から、従来は、申請のあった月の前月からとされていた免除等の承認期間が、社会保険庁長官が定めた期間内であれば遡って承認できることとなった。</p> <p>ウ 更には平成17年7月から、全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けた被保険者について事前に申し出があった場合は、翌年度以降、申請書を提出しなくても所得要件を満たせば免除等の承認が行われる継続免除等の仕組みが設けられた。</p> <p>②免除等制度の周知</p> <p>以下のとおり、免除等制度の周知を行った。</p> <p>ア 広報誌、チラシ、パンフレット、ホームページ等による周知広報に努めた。</p> <p>イ 市町村から提供していただいた未納者の所得情報を活用し、免除基準に該当する未納者に対して、個別にダイレクトメールや電話、戸別訪問により直接的な免除制度の周知とその申請勧奨に努めた。</p> <p>ウ 失業者の特例免除について、公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における免除制度の説明や窓口にパンフレットを備え付けるなどによる周知徹底に努めた。</p> <p>エ 学生納付特例制度については、上記による周知広報のほか、大学生等に対する説明会の開催などにより制度の周知に努めた。</p>

③免除等に係る不適正事務処理

平成 17 年度において、多くの社会保険事務所において、本人からの申請書の提出が無いにもかかわらず免除の承認手続きを行ったり、また、電話等により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続きを行った不適正事務処理の事例が発生した。

このうち、本人の申請意思を確認しないまま承認手続きを行った事例については、本人による申請に基づくことを定めた国民年金法に明確に違反することから無効となり、このため、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、既に取り消したものや、事後的に本人の申請書の提出があったものを除き、取消処理を行い、改めて免除等の申請書を提出していただくようお願いした。

また、電話等により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続きを行った事例については、「申請書には、記名押印又は自ら署名しなければならない」と定めている国民年金法施行規則第 79 条の手續に違反する不適正処理であることから、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、申請取消の意思が明確となった方を除き、承認を取り消すことはせず、改めて申請書を提出していただくようお願いした。

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。 【数値目標】 被保険者1人当たりレセプト点検効果額： 政府管掌健康保険：3,740円以上で、かつ、前年度の実績（3,747円）を上回る 船員保険：11,185円以上で、かつ、前年度の実績（9,687円）を上回る

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
医療給付費	政府管掌健康保険	億円	38,502	37,246	34,732	35,640	36,770	—
	船員保険	億円	264	239	219	210	211	—
医療費通知件数	政府管掌健康保険	件	16,661,221	17,357,178	1,377,951	22,170,781	22,335,657	—
	船員保険	件	73,170	74,264	19,863	74,516	65,325	—
レセプト内容点検件数 (過誤調整確定分)	政府管掌健康保険	件	901,381	907,482	904,650	1,083,791	1,222,405	—
	船員保険	件	4,776	4,878	4,882	3,895	4,901	—
被保険者1人当たりレセプト点検効果額	政府管掌健康保険	円	3,819	3,919	3,740	3,747	3,416	前年度を上回る
	船員保険	円	10,842	10,589	11,186	9,687	9,570	前年度を上回る
負傷原因照会件数		件	—	—	373,492	385,117	371,062	—
求償件数	政府管掌健康保険	件	163,667	158,090	167,926	146,672	136,164	—
	船員保険	件	828	784	762	599	619	—
求償決定額	政府管掌健康保険	円	10,276,705,972	10,329,307,810	9,519,098,753	8,068,586,780	7,440,237,334	—
	船員保険	円	73,711,316	72,992,731	72,132,304	62,127,170	45,077,547	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>被保険者1人当たりレセプト点検効果額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険：3,740円以上で、かつ、前年度の実績（3,747円）を上回る ・船員保険：11,185円以上で、かつ、前年度の実績（9,687円）を上回る 	<p>レセプト点検調査の実施については、「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」（平成10年6月23日庁保発第11号）に基づき実施してきたが、平成15年の「レセプト情報管理システム」の導入により、平成16年8月4日において同通知の「診療報酬明細書等の点検調査要綱」を改正し、保険医療機関単位に、3か月程度の連続した複数月のレセプトを抽出して行う縦覧点検に重点を置いた内容点検及び外傷点検を行うなど、より一層医療費適正化の推進に努めた。</p> <p>①政府管掌健康保険のレセプト点検効果額</p> <p>政府管掌健康保険被保険者1人当たりの点検効果額は、3,416円となり、目標値である前年度の実績（3,747円）を331円下回った。</p> <p>全体の点検効果額が前年度実績を下回った理由を点検項目別に見ると、</p> <p>ア 内容点検調査については、縦覧点検に重点を置くなどの効果により、過誤調整を行った件数が大幅に増え（1,083,791件（16年度）→1,222,405件（17年度））、効果額も平成16年度の738円から平成17年度は806円となり68円増加している。</p> <p>イ 一方、資格点検調査については、平成17年度から「旧証によるもの」及び「本人・家族誤り」を保険医療機関への返戻対象から除くこととしたために効果額が平成16年度の2,499円から平成17年度は2,147円に352円減少したものであるが、これらの多くは医療機関に返戻したとしても翌月（翌々月）には「新しい証の番号」等で請求され、最終的な医療費適正化効果がないものであり、この効果額が減ったことは、実質的な意味を持つものではない。</p> <p>ウ また、外傷点検調査については、負傷原因照会を行った結果による業務上による疾病が減少したこと等により、効果額は平成16年度の511円から平成17年度は464円と47円減少している。</p>

②船員保険のレセプト点検効果額

船員保険についても、レセプト情報管理システムは導入されていないものの、政府管掌健康保険と同様に「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」に基づき縦覧点検を中心とした内容点検及び外傷点検に努めたが、選定したレセプトに不適切な請求が多く見受けられなかったこと等により、船員保険被保険者 1 人当たりの点検効果額は、9, 570 円となり、目標値の 11, 185 円を 1, 615 円下回った。

③被保険者等に対する周知

被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を図るため、年 2 回、概ね全レセプトを対象として送付している医療費のお知らせに、医療費の額その他、工作中や勤務途上でのケガや仕事に起因する疾病は健康保険では治療できないことなど、適正な保険診療の受け方を記載している。

※ 平成 18 年 8 月からは、審査支払機関から保険者に送付されているレセプトについて、従来の紙媒体に加え、レセプトの画像と傷病名等の基本情報を収録した電子媒体（DVD）の受け取りを開始した。これにより傷病名等をキーとしたレセプト点検を行うなど、より効果的・効率的なレセプト点検調査の実施を予定している。

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに、迅速な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数</p> <p>傷病手当金：3週間以内</p> <p>出産手当金：3週間以内</p> <p>出産育児一時金：3週間以内</p> <p>家族出産育児一時金：3週間以内</p> <p>埋葬料（費）：3週間以内</p> <p>家族埋葬料：3週間以内</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
現金給付費	政府管掌健康保険	億円	4,865	4,652	4,894	5,187	5,321
	船員保険	億円	60	55	56	54	54
被保険者1人当たり支給日数 (傷病手当金)	政府管掌健康保険	日	1.51	1.48	1.38	1.37	1.41
	船員保険	日	6.44	6.12	6.26	6.24	6.19

給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率 (政府管掌健康保険)	傷病手当金	日	-	-	-	-	18.5
		%	-	-	-	-	85.6
	出産手当金	日	-	-	-	-	18.2
		%	-	-	-	-	87.6
	出産育児一時金	日	-	-	-	-	16.6
		%	-	-	-	-	94.2
	家族出産育児一時金	日	-	-	-	-	16.6
		%	-	-	-	-	94.4
	埋葬料(費)	日	-	-	-	-	18.2
		%	-	-	-	-	85.6
	家族埋葬料	日	-	-	-	-	17.5
		%	-	-	-	-	88.3
給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率 (船員保険)	傷病手当金 (業務上・業務外)	日	-	-	-	-	18.8
		%	-	-	-	-	80.3
	出産手当金	日	-	-	-	-	16.8
		%	-	-	-	-	85.7
	出産育児一時金	日	-	-	-	-	13.0
		%	-	-	-	-	100.0
	家族出産育児一時金	日	-	-	-	-	14.8
		%	-	-	-	-	96.6
	葬祭料 (業務上・業務外)	日	-	-	-	-	18.6
		%	-	-	-	-	82.9
	家族葬祭料	日	-	-	-	-	15.3
		%	-	-	-	-	91.1

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに、迅速な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数</p> <p>傷病手当金：3週間以内</p> <p>出産手当金：3週間以内</p> <p>出産育児一時金：3週間以内</p> <p>家族出産育児一時金：3週間以内</p> <p>埋葬料（費）：3週間以内</p> <p>家族埋葬料：3週間以内</p>	<p>①現金給付の適正化</p> <p>傷病手当金等の現金給付の適正化については、職員による書面審査、実地調査、負傷原因の調査等の強化を行い、また、保険給付審査医師、顧問弁護士等の専門家を活用することなどにより給付の適正化に努めた。</p> <p>また、事業主及び被保険者等にホームページ等により制度の周知徹底を図り、適正な届出を促すほか、職員研修の実施、処理マニュアルや実施要綱などを活用し職員の資質向上に努め、給付の適正化に努めた。</p> <p>(注1) 傷病手当金・・・健康保険の被保険者等が病気やけがの療養のため仕事を休み給料を受けられないなど、次の4つの条件を満たした時には、傷病手当金が支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気、けがで療養中であること ・ 仕事につけないこと（労務不能） ・ 4日以上仕事を休むこと ・ 給与を受けられないこと <p>(注2) 保険給付審査医師・・・傷病手当金等保険給付に関する医学的事項について審査を行うために委嘱された医師。</p> <p>②サービススタンダード（迅速な支給）</p> <p>平成17年度より、請求書を受け付けてから給付が決定され、支給決定通知書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んだ。</p> <p>達成率については、全般的に80%～100%となっており、サービススタンダードの遵守</p>

が定着してきている。傷病手当金及び出産手当金の達成率が比較的低いことについては、これらの支給決定に当たり、負傷原因、勤務実態及び労務不能の確認など、保険給付の適正化のための調査に時間を要したことが影響している。

なお、この調査に要する期間については、保険給付の適正化の推進を図る観点から、短縮することが必ずしも望ましいとは言えないことから、平成18年度以降の達成率の算出に当たっては、医師の判断に著しく時間を要した事案を除くこととしている。

(家族)埋葬料(費)の達成率が比較的低いことについては、被保険者の資格喪失届等が未提出であり、支給決定できないケースがあることが影響している。この資格喪失届等の未提出等を理由とする遅延件数の割合は、事業主に対する指導の徹底等により、平成17年6月末時点において10%以上あったものが、平成18年3月末時点では1%程度まで減少している。

なお、達成率が低い給付項目については、個別にその原因を把握・分析したうえで、その対策を徹底させることにより、改善を図ることとしている。

具体的には、平成18年6月末までに、達成率が全国平均を下回る事務局・事務所にその要因を分析させ、本庁に報告させたところであり、その後も必要な対策を講ずるよう指導することとしている。

【健康保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	825,045件	18.5日	85.6%
出産手当金	120,482件	18.2日	87.6%
出産育児一時金	122,838件	16.6日	94.2%
家族出産育児一時金	259,862件	16.6日	94.4%
埋葬料(費)	37,488件	18.2日	85.6%
家族埋葬料	83,894件	17.5日	88.3%

【船員保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	12,383件	18.8日	80.3%
出産手当金	28件	16.8日	85.7%
出産育児一時金	14件	13.0日	100.0%
家族出産育児一時金	1,005件	14.8日	96.6%
葬祭料	216件	18.6日	82.9%
家族葬祭料	694件	15.3日	91.1%

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
失業保険金受給者数	人	29,244	30,193	22,387	15,984	13,257
失業保険金給付費	億円	67	68	47	31	27
失業保険金受給者調査件数	件	572	579	486	362	333

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項 (3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。</p>	<p>船員保険における失業保険金の支給の適正化については、地方社会保険事務局及び社会保険事務所の実情に応じ、年間を通して最も有効と認められる月を「失業保険金不正受給防止啓発強化月間」と設定（平成17年3月30日庁保険発第0330002号）し、失業保険の認定事務を取り扱う地方運輸局等との連携による受給者実地調査を集中的に実施するとともに、受給者及び船舶所有者にリーフレットを配布し、船員保険の失業保険制度の周知徹底を図るなど、一層の給付の適正化に努めた。</p> <p>（注）受給者実地調査・・・失業保険金受給者のうち、再就職をしている疑いのある者、同一船舶所有者において繰り返し失業保険金を受給していると思われる者などに対して、受給者本人から事情を聴取すること。</p>

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 【数値目標】 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数： 老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内） 遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内） 障害基礎・障害厚生年金：3ヶ月半以内

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
年金給付費	厚生年金	億円	196,228	203,466	208,140	215,380	219,863
	基礎年金	億円	93,633	102,494	110,735	118,118	126,386
	国民年金	億円	25,133	23,819	22,293	20,888	19,527
	老齢福祉年金	億円	500	391	296	224	165
年金受給権者数	厚生年金保険	件	20,558,557	21,979,649	23,147,746	24,232,672	25,109,878
	国民年金	件	20,668,965	21,652,589	22,543,518	23,431,323	24,393,056
	船員保険（新法）	件	1,936	1,983	2,027	2,067	2,127

新規裁定件数	厚生年金保険	件	1,524,210	1,593,893	1,709,963	1,669,807	1,503,277
	国民年金	件	560,777	563,902	535,287	501,317	498,186
	船員保険（新法）	件	97	72	67	73	85
年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率	老齢基礎年金	日	—	—	—	—	31.4
		%	—	—	—	—	98.7
	老齢厚生年金	日	—	—	—	—	33.4
		%	—	—	—	—	98.3
	遺族基礎年金	日	—	—	—	—	36.7
		%	—	—	—	—	93.7
	遺族厚生年金	日	—	—	—	—	32.1
		%	—	—	—	—	97.7
	障害基礎年金	日	—	—	—	—	61.9
		%	—	—	—	—	94.0
	障害厚生年金	日	—	—	—	—	92.7
		%	—	—	—	—	73.5

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内 （加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内） ・ 遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内 （加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内） ・ 障害基礎・障害厚生年金：3ヶ月半以内 	<p>①年金の適正給付</p> <p>年金の適正な決定・給付については、年金の裁定請求書受付時において、添付書類などの書類審査を行い、裁定請求書に記載された職歴及び添付された他制度の被保険者記録と当庁が保有している被保険者記録とを突合するなど、被保険者記録を的確に確認し、添付された資料及び証明書に基づき、加給年金又は加算額対象者の審査を行った。</p> <p>受付後、裁定までの間において、障害給付にあつては、添付された診断書等に基づき、障害等級の認定を行い、また、遺族給付にあつては、生計維持や婚姻関係等の受給資格要件について必要に応じて実地調査するなど、年金の裁定を適正かつ遅滞なく行うように努めた。</p> <p>また、年金の裁定後も、就労による年金の支給停止、他年金や失業給付等との併給調整、現況届による生存確認及び「老齢厚生年金受給者の現況届を活用した適用の適正化及び年金給付の適正化について」（平成15年10月14日庁文発第1014003号）に基づき現況届を活用した就労実態の把握・届出の励行などを実施し、年金の給付を適正かつ遅滞なく行うように努めた。</p> <p>②年金給付誤りの防止</p> <p>なお、社会保険庁においては、平成15年に判明した年金給付誤りを契機として、年金給付システムの総点検を行い、その全容を平成17年4月に公表した。</p> <p>これを受け、再発防止策の一環として、平成17年度においては、給付誤りを未然に防止することはもちろん、万が一発生した場合には早期に発見し対応することで過払い額や未払い額を最小限にすることができるよう、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応し公表する「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を平成17年6月に社会保険業務センター内に設置した。</p>

これにより、平成 17 年度においては、2 事象の年金給付誤りを早期に発見し、公表したほか、各定期支払時には支払額の妥当性等について監視、点検を行い、事前に事務処理誤り等による年金給付誤りを防止した。

③サービススタンダード（迅速な決定）

平成 17 年度より、請求書を受け付けてから年金が裁定され、年金証書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んだ。

達成率については、障害厚生年金を除き、概ね 94%以上の達成率となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきている。障害厚生年金の達成率が比較的低いことについては、障害厚生年金における障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑となっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響している。

なお、達成率が低い給付項目については、個別にその原因を把握・分析したうえで、その対策を徹底させることにより、改善を図ることとしている。

具体的には、平成 18 年 6 月末までに、達成率が全国平均を下回る事務局・事務所にその要因を分析させ、本庁に報告させたところであり、その後も必要な対策を講ずるよう指導することとしている。

【年金給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
老齢基礎年金	139,076 件	31.4 日	98.7 %
老齢厚生年金	1,198,187 件	33.4 日	98.3 %
遺族基礎年金	2,781 件	36.7 日	93.7 %
遺族厚生年金	256,316 件	32.1 日	97.7 %
障害基礎年金	55,340 件	61.9 日	94.0 %
障害厚生年金	23,491 件	92.7 日	73.5 %

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
年金受給者あてパンフレット送付数 (新規裁定者送付分)	部	1,999,370	2,060,040	2,152,893	2,076,059	1,901,587	—
新規受給者説明会開催回数	回	2,748	3,065	3,173	3,110	3,444	3,343
新規受給者説明会参加者数	人	302,735	329,652	315,600	299,552	272,112	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。</p>	<p>年金受給者に対する適正な届出の周知については、年金給付の適正化を図るため、資格取得届、死亡届など、各種届出の励行の周知等により、年金の過払いや未払い防止に努めた。</p> <p>①パンフレットの送付 具体的には、年金の新規裁定者(1,901,587人)全員に対して年金証書を送付する際に、年金を正しく受け取るために必要な届出・手続きについて記載したパンフレットを同封することで、適正な届出の周知等に努めた。 ※ なお、平成18年4月から年金証書に同封するパンフレットについては、わかりやすくなるよう内容を見直した。</p> <p>②説明会の実施 また、新規受給者に対して年金制度に関する基礎知識などを周知するための説明会を実施し、適正な届出の周知等に努めた。 新規受給者に対する説明会の開催回数は、3,444回（計画数値3,343回）と目標を達成できたものの、新規裁定者数が減少したことから(2,076,059人(16年度)→1,901,587人(17年度))、参加者数も減少した。</p>

平成17年度に達成すべき目標	4. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項
	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合： 政府管掌健康保険：30.2%以上で、かつ、前年度の実績（33.4%）を上回る 船員保険：40.5%以上で、かつ、前年度の実績（41.7%）を上回る</p> <p>○事後指導実施割合：33.3%以上で、かつ、前年度の実績（32.9%）を上回る</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
健診実施者数	政府管掌健康保険	人	3,195,926	3,231,045	3,137,157	3,479,084	3,686,003	3,673,453
	船員保険	人	21,006	19,979	19,987	19,051	18,623	18,812
事後指導実施者数 (政府管掌健康保険)		人	431,599	448,031	450,654	501,900	581,625	510,176
健診実施割合	政府管掌健康保険	%	29.7	30.6	30.2	33.4	35.5	前年度を上回る
	船員保険	%	36.6	37.8	40.5	41.7	43.0	前年度を上回る
事後指導実施割合		%	32.2	32.1	33.3	32.9	35.3	—

※健診実施割合は、40歳以上の被保険者数に対する健診実施者数の割合である。

※事後指導実施割合は、健診の結果、指導区分が2(数値異常)及び3(要経過観察)と判定された者の数に対する事後指導実施者数の割合である。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険：30.2%以上で、かつ、前年度の実績（33.4%）を上回る ・船員保険：40.5%以上で、かつ、前年度の実績（41.7%）を上回る <p>○事後指導実施割合：33.3%以上で、かつ、前年度の実績（32.9%）を上回る</p>	<p>政管健保及び船員保険の被保険者等の健康の保持増進等を図るため実施する生活習慣病予防健診事業にあつては、平成16年4月8日庁保発第0408001号等の通知に基づき、実施しており、平成17年度においては以下のとおり実施した。</p> <p>①受診勧奨、健診実施割合の向上</p> <p>チラシ・パンフレット等を利用した広報等により被保険者等の受診の勧奨に努め、健診実施割合については、政管健保は35.5%、船員保険は43.0%、事後指導実施割合は35.3%と数値目標を上回った。</p> <p>②健診実施機関の増大等</p> <p>健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度以降において、全国で新たに290医療機関を健診実施機関として指定（1,530機関（平成16年度末）→1,820機関（平成18年4月1日現在））するとともに、被保険者が受診する健診実施機関で適切な健診が行われるよう、健診実施機関の監査・指導の実施に努めた。</p> <p>③事後指導の充実</p> <p>健診をより効果的なものにするためには、健診結果に基づく生活改善指導を行うことが必要であることから、保健師による電話、文書、事業所訪問等の手段による事後指導の充実に努め、事後指導実施者数は対前年度に比べ79,725人の増となった。</p> <p>※ なお、平成18年6月に可決・成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」においては、平成20年度から保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが</p>

重なって存在する状態である内臓脂肪症候群)」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられたことから、今後、健診について一層の充実を図る必要がある。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<p>年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて（合意）」（平成16年3月10日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、年金制度の厳しい財政状況及び福祉施設を取り巻く社会環境や国民のニーズの変化等に鑑み、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金福祉施設等を廃止・譲渡することとし、そのために必要な業務を行った。</p> <p>①年金福祉施設等の廃止・譲渡</p> <p>具体的には、平成17年10月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」において、施設の廃止・譲渡を平成22年9月までに進めることとしており、設立時に288施設の出資を行った。</p> <p>（参考）</p> <p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）においては、平成17年度事業実績として、落札物件数9件・落札価格約62億9千万円となっている。</p> <p>なお、機構のホームページについては、http://www.rfo.go.jpを参照。</p> <p>②社会保険病院の見直し</p> <p>一方、社会保険病院の見直しについては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第3項第1条の規定を受けてとりまとめた「社会保険病院の在り方を見直しについて」（平成14年12月25日厚生労働省方針）に基づき、それぞれの病院に策定させた経営改善計画（平成15年度を初年度とする3カ年計画）に基づく取組を各病院において進めている。</p>

(参考)

社会保険病院 (53ヶ所)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
入院延べ患者数 (千人)	4,449	4,373	4,222
外来延べ患者数 (千人)	8,636	8,415	8,164
健診等延べ実施者数 (千人)	1,604	1,642	1,653
赤字施設数	17	3	2
黒字施設数	35	50	51
当期剰余 (千円)	2,062,123	2,920,086	7,297,884

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
ホームページアクセス数	件	8,019,374	22,530,412	39,229,035	53,921,866	60,932,277	55,000,000

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。</p>	<p>社会保険事業に関する広報については、新聞、地域情報紙、インターネット、雑誌等のメディアを通じて、効果的な広報の実施に努めた。</p> <p>①年金週間及び年度末の年金広報 年金広報については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年10月から11月までの間において「公的年金制度の基礎的事項の周知」等をテーマとした「年金週間」の広報（「年金週間」の取扱いについて）（平成10年6月1日庁文発第1739号） ・平成18年2月から3月までの間において「翌年度の制度改正内容の周知」等をテーマとした「年度末の年金広報」 <p>を新聞等のメディアを通じて実施するとともに、チラシ等の市町村及び事業主への配布、市町村が発行する広報紙（誌）への記事掲載依頼を行い、制度内容の周知を積極的に実施した。</p> <p>また、実施に当たっては、前年度に実施した広報の効果測定（メディア接触率、政策・事業の周知率、理解度及び共感度等についてアンケート調査を実施）を参考として計画を策定することにより効果的・効率的な広報に努めるとともに、実施後において、次回以降の広報計画策定のための基礎資料とするための効果測定を実施した。</p> <p>②社会保険ホームページの充実 社会保険庁ホームページ（http://www.sia.go.jp/）は、平成17年度には年間6千万件のアクセス数に達する重要な広報媒体となった。平成17年度は各種の情報提供を充実するとともに、携帯電話版ホームページでの年金額簡易試算、英語版ホームページ、年金広報の動画によるインターネット番組（ねんきん web）、ID・パスワード方式での年金個人情報提供サービスなどを開始した。</p>

③総合パンフレット等の作成

国民年金制度の内容をわかりやすく解説した「総合パンフレット」及び「目的別チラシ」を作成し、窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用した。

④口座振替等の周知

口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等の周知については、「年金週間」、「年度末の年金広報」における広報のほか、国民年金保険料の納付案内書へのチラシの同封、社会保険庁ホームページでの広報、各種通知等の裏面に周知文を掲載するなどの広報を実施した。

⑤国民年金委員、社会保険労務士等の協力による周知・理解の促進

年金制度の周知・理解の促進を図るため、国民年金委員による自治会等の会合での年金制度の説明・相談や広報資料の配布・回覧等の活動や、社会保険労務士を対象とした研修を実施した。

(注) 国民年金委員・・・1.(4)の(注)を参照。

⑥平成17年9月、政管健保の検認時に、適用事業所を経由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付した。

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(2) 年金教育の拡充を図る。 【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
生徒を対象とした年金セミナー実施校数	校 (延べ数)	2,932	3,017	3,170	3,616	4,722	—
生徒を対象とした年金セミナー実施率	%	17.6	18.1	19.1	21.9	28.7	25
年金研修の実施事業所数	事業所	7,133	7,173	7,972	6,930	6,508	8,668

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (2) 年金教育の拡充を図る。 【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率： 全中学・高校数の25%以上</p>	<p>①生徒に対する年金セミナーの充実 中学・高校の生徒を対象とした年金セミナーの拡充を図るため、各社会保険事務局に設置した年金教育推進協議会を活用し、各都道府県教育委員会、県教育局、県総務部学事課及び市町村教育委員会へ協力の要請を行った。 また、年金教育で使用する教員用の手引書について、平成16年度において現場の意見を反映した内容に改定した生徒用副読本の内容と連動するよう平成17年度において改定するとともに、年金セミナーをカリキュラムに組み込むことが困難な学校用として、副読本の要点をまとめたチラシを作成し、授業時間の一部やホームルーム等で生徒に対する年金教育が実施できるよう措置した。 このような取組により、生徒に対する年金セミナーの実施率については、平成16年度の21.9%から、平成17年度は28.7%に上昇し、目標を達成した。</p> <p>②事業所における研修の実施 一方、事業所内における研修については、「事業所内における研修等の促進について」（平成6年2月8日社業発第6号）通知に基づき、被保険者の年金制度に対する理解を深めるため、事業所内の退職予定者、新規採用者を対象に年金研修を実施した。 なお、本事業については、社会保険委員に対する講習会等の実施及び企業内研修等に活用するための研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載等により効果的な実施を図ることとしたため、平成17年度をもって廃止した。 （注）社会保険委員・・・社会保険の適用・給付・保険料その他の事項について積極的に指導及び相談を行い、社会保険事業の周知徹底及びその円滑な運営を図ることを目的として無償で活動を行っている民間協力者をいう。</p>

③公開講座の実施

年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するため、地方社会保険事務局主催の公開講座を 3 社会保険事務局（山口、埼玉、熊本）において平成 18 年 2 月に実施した。

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(3) 年金個人情報の提供の充実を図る。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	件	—	—	56,073	147,450	80,499	—
被保険者記録の事前通知件数	件	—	—	102,175	1,224,815	1,770,941	1,630,000
年金見込額の提供件数	件	—	—	—	704,019	1,133,703	—
年金加入状況の通知件数	件	—	—	—	—	12,019,208	—
裁定請求書（ターンアラウンド方式）の事前送付件数	件	—	—	—	—	553,367	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (3) 年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<p>①58歳到達者に対する年金加入記録及び年金見込額のお知らせ 平成15年度末より、58歳に到達した者に対し、順次「年金加入記録のお知らせ」を送付し、年金加入記録を事前に確認していただくことにより、年金裁定に要する期間を短縮できるよう努めるとともに、年金見込額の提供を希望する方には、老齢基礎年金や老齢厚生年金の額を記載した「年金見込額のお知らせ」を送付しているところであるが、平成17年度においては、58歳到達者への被保険者記録のお知らせを177万1千件送付し、そのうち希望があった113万4千件に年金見込額のお知らせを送付した。</p> <p>②年金加入記録をあらかじめ記載した裁定請求書の事前送付 平成17年10月からは、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方について、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付している。</p> <p>更に、60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到達3か月前に送付している。</p> <p>(平成17年10月～平成18年3月までの送付件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「裁定請求書（ターンアラウンド用）」 553,367件 ・「裁定請求のご案内（はがき）」 102,808件 ・「年金加入期間の確認のご案内（はがき）」 98,217件

③社会保険料控除証明書及び前年1年間の保険料納付記録等の通知

なお、所得税法の改正に伴い、平成17年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用に当たって、保険料支払いの証明書類の添付が義務づけられたことから、平成17年度より、「社会保険料控除証明書」を通知するとともに、当該証明書の裏面を活用し、平成20年度から導入されるポイント制（ポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金見込額を定期的に通知）に先立ち、国民年金第1号被保険者に対し、前年（平成16年）1年間の保険料納付記録等の通知を実施したところである。

④インターネットを活用した年金個人情報の提供

平成18年3月より年金見込額試算の対象年齢を55歳以上から50歳以上に引下げ、対象者を拡大するとともに、年金加入記録の照会については、ID・パスワード認証方式によりインターネットを活用した即時提供を実施するなど、年金個人情報の提供の充実を図ったところである。

・ホームページでの年金見込額試算受付件数（平成18年3月～6月）

50歳～54歳 24,339件

55歳以上 29,737件

・IDパスワードの申込み件数(18年3月～6月)

116,135件

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
年金相談者数（来訪相談者数）	千人	—	7,826	8,587	8,347	7,444

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）																								
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。</p>	<p>年金相談については、全国312カ所の「社会保険事務所」、全国63カ所（平成17年度末）の「年金相談センター」、全国23カ所の「年金電話相談センター」及び「社会保険業務センター中央年金相談室」において、来訪、電話、文書による年金相談を行っている。</p> <p style="text-align: center;">年金相談件数（平成17年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;">来訪相談</th> <th style="width: 15%;">電話相談</th> <th style="width: 15%;">文書相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保険事務所 (312カ所)</td> <td style="text-align: center;">6,276,613件</td> <td style="text-align: center;">2,908,472件</td> <td style="text-align: center;">70,810件</td> </tr> <tr> <td>年金相談センター (63カ所・17年度末)</td> <td style="text-align: center;">1,154,209件</td> <td style="text-align: center;">107,694件</td> <td style="text-align: center;">1,177件</td> </tr> <tr> <td>年金電話相談センター (23カ所)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">3,050,174件</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)</td> <td style="text-align: center;">13,368件</td> <td style="text-align: center;">1,146,561件</td> <td style="text-align: center;">49,553件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">7,444,190件</td> <td style="text-align: center;">7,212,901件</td> <td style="text-align: center;">121,540件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 社会保険事務所の電話相談及び文書相談件数については、推計値である。</p> <p>また、年金相談の充実を図るため、「緊急対応プログラム」及び「業務改革プログラム」に基づき、次の取り組みを実施した。</p> <p>①相談時間の延長、休日相談等 ア お盆前の相談時間の延長等 平成17年8月8日（月）から12日（金）までのお盆前の5日間について全ての社会保険事務所及び一部の年金相談センターで相談受付時間を午後7時まで延長、また、8月13日土曜日を開庁し、年金相談を実施した結果、平日5日間で午後5時以降2,145人、8月13日（土）には3,165人の来訪者があった。</p>		来訪相談	電話相談	文書相談	社会保険事務所 (312カ所)	6,276,613件	2,908,472件	70,810件	年金相談センター (63カ所・17年度末)	1,154,209件	107,694件	1,177件	年金電話相談センター (23カ所)	—	3,050,174件	—	社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)	13,368件	1,146,561件	49,553件	合 計	7,444,190件	7,212,901件	121,540件
	来訪相談	電話相談	文書相談																						
社会保険事務所 (312カ所)	6,276,613件	2,908,472件	70,810件																						
年金相談センター (63カ所・17年度末)	1,154,209件	107,694件	1,177件																						
年金電話相談センター (23カ所)	—	3,050,174件	—																						
社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)	13,368件	1,146,561件	49,553件																						
合 計	7,444,190件	7,212,901件	121,540件																						

イ 月曜日の相談時間の延長

第2月曜日は全ての社会保険事務所、その他の月曜日は主要な社会保険事務所において午後7時まで延長し、平成17年度は午後5時以降36,548人の来訪者があった。

ウ 土曜日における年金相談

平成17年度上半期については第2及び第3、下半期についてはオンラインの稼働スケジュールの都合により第2土曜日のみ社会保険事務所を開庁して年金相談を実施し、70,079（お盆時期及び年金週間中の土日を含む）人の来訪者があった。

エ 予約制の導入モデル事業

平成17年2月8日の全国社会保険事務局長会議において取り組みを指示し、平成17年度末時点において、92カ所の社会保険事務所においてさまざまな年金相談の予約制への取り組みを開始している。

オ ファクシミリによる年金相談

耳や発声が不自由なため、電話による年金相談が困難な方々に配慮した取り組みとして、ファクシミリによる年金相談を実施した。（平成17年4月より実施済）

カ 出張相談

社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎や商工会館等に職員を派遣し、出張相談を実施した。

②年金相談センター

年金相談センターについては、茨城県土浦市に土浦年金相談センターを17年9月に新設した。また、青森、盛岡、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎、大分及び那覇年金相談センターの9カ所を廃止するなど、地域ニーズに応じた設置の見直しを行い、平成18年4月現在、63カ所となっている。

③総合相談窓口

社会保険事務所におけるワンストップサービスの推進を図るため、平成18年4月1日

までに段階的に全国全ての社会保険事務所に総合相談室を設置し、社会保険事務所来訪者へのサービスの向上を図った。

④ねんきんダイヤル

電話相談については、まず、「中央年金相談室」の電話相談ブースを平成17年8月から段階的に拡充し、平成17年10月に180席体制に拡充した。

併せて、平成17年10月31日から、「中央年金相談室」と全国23カ所の「年金電話相談センター」をネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施し、電話応答率において大幅な改善が図られた。（「中央年金相談室」16年度平均応答率 20.5%→「ねんきんダイヤル」実施後の平均応答率 77.5%）

⑤年金見込額試算対象年齢の引下げ

インターネット、電話及び社会保険事務所等において年金見込額試算を行う対象年齢をこれまでの55歳以上から50歳以上に平成18年3月20日から引き下げた。

⑥年金相談業務の質の向上

年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を平成17年10月に作成・配布した。

⑦社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施

民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士を対象とした研修を平成18年3月17日に実施した。

※ なお、ご自身の年金記録に少しでも不安や疑問をお持ちになられた皆様には、ご自身の年金記録をご確認いただくとともに、ご疑問にお答えできるよう、当面、平成18年8月21日から12月末まで、年金記録相談の特別強化体制を取ることにした。

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(5) 国民に対する適切な情報公開を行うとともに、積極的な情報提供の充実を図る。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
情報公開法に基づく開示請求の開示件数	件	239	431	1,003	2,717	4,044
ホームページアクセス数	件	8,019,374	22,530,412	39,229,035	53,921,866	60,932,277
レセプト開示件数	件	3,358	3,804	3,924	5,207	5,834

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (5) 国民に対する適切な情報公開を行うとともに、積極的な情報提供の充実を図る。</p>	<p>①情報公開制度 情報公開制度に的確に対応するため、職員に対する研修の実施や保有する文書の適正な管理を行うとともに、開示請求に対しても的確に対応するため、「情報公開事務処理要領」に基づき、適切かつ円滑な情報公開の実施に努めた。</p> <p>※行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書開示請求の状況 4,044件（本庁 55件／地方社会保険事務局 3,989件）</p> <p>②個人情報保護法に基づく個人情報の開示 また、行政機関個人情報保護法に基づく、保有個人情報の開示請求への対応については、「行政機関個人情報保護法の施行に伴う個人情報の開示請求に係る取扱いについて」（平成17年3月31日庁保険発第0331001号）及び「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成17年3月31日庁保険発第0331002号）により定められた取扱要領に基づき、適切かつ円滑な個人情報開示の実施に努めた。</p> <p>※行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求の状況 1,270件（本庁 8件／地方社会保険事務局 1,262件）</p> <p>③ホームページによる情報提供 社会保険庁ホームページについては、平成16年度から引き続き、各社会保険事務所における年金相談の混雑状況等を掲載し、利用者への利便性の向上に努めるとともに、各般にわたる業務改革の進捗状況や「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」及び「社会</p>

保険事業運営評議会」等の議事内容を随時掲載するなど、積極的な情報提供の充実に努めた。

④レセプトの開示

レセプトの開示にあたっては、平成 17 年 4 月 1 日から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）が施行されたことに伴い、被保険者又は被扶養者から開示請求があった場合には、原則として開示することが義務となったことから、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成 17 年 3 月 31 日庁保発第 0331002 号）において具体的な取扱いを定め、適正な業務に努めた。

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(6) 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。 【数値目標】全ての職員に研修を行う

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
個人情報保護に関する研修の参加人数	人	—	—	—	—	28,352

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(6) 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。</p> <p>【数値目標】全ての職員に研修を行う</p>	<p>①個人情報の保護</p> <p>個人情報保護のため、平成16年度に引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行った。</p> <p>②業務目的外閲覧行為に係る処分及び監視</p> <p>社会保険庁の職員が行った業務目的外閲覧行為については、平成17年12月27日付で業務目的外閲覧行為者等2,694人及び監督者等579人の処分を行った。</p> <p>また、業務目的外閲覧行為については、平成17年1月から社会保険事務所において日々監視を行うとともに、社会保険業務センターにおいては四半期ごとに継続して監視を実施しており、平成17年12月の処分以降平成18年6月までに、新たに2人の行為者が判明している。（この2人を含む、平成17年11月以降に行為が判明した3人については、1人（謝金職員）は既に退職していたため処分は行えなかったが、残りの2人について厳正な処分を行い、平成18年3月31日までに退職している。）</p> <p>③個人情報保護に係る職員研修</p> <p>個人情報保護の重要性についての認識が徹底されるよう、育児休暇や病気療養休暇などを理由として研修が受けられない177人を除く28,352人全職員（非常勤職員を含む）を対象に、職員研修を行うとともに、業務目的外閲覧の処分を踏まえ、平成18年1月に全職員を対象とした特別集中研修を実施し、改めて業務目的外閲覧の禁止の徹底を図った。</p>

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>6 その他の業務全般に関する事項 (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。 業務処理の具体的な目標値に基づき、サービス水準の向上を図る。 利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。 <p>【数値目標】 利用者満足度調査の仕組みを定着させ、満足度が前年度を上回ることとする。</p> <p>※ 平成16年度の実績がないため、「社会保険事務所におけるサービスに関するアンケート調査（平成16年7月実施）」の結果（社会保険事務所利用者の満足度55%）との比較を行う。</p>	<p>①社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置 利用者等の意見を基に地域の実情に即したサービスの提供を図るため、地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表からなる「サービス改善協議会」を平成17年7月から新たに設置した。</p> <p>②定期的なお客様満足度アンケートの実施 全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、7月及び1月の定期的な満足度調査を実施し、調査の集計結果については、社会保険庁ホームページに公表した。 全体としての満足度については、5段階評価のうち「満足」及び「やや満足」の合計が、平成17年7月の調査では、年金相談窓口が89%、それ以外の窓口が83%であり、平成18年1月の調査では、年金相談窓口が87%、それ以外の窓口が82%であった。 質問・選択肢が多少異なるため参考としての比較となるが、平成16年7月に実施したアンケート調査の全体の満足度について、「非常に良かった」及び「まあまあ良かった」の合計が55%であったことと比較すると、満足度が向上している。</p>

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>6 その他の業務全般に関する事項</p> <p>(2) 予算執行に当たってはその必要性等を十分精査し、予算執行上の無駄を排除するとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること</p>	<p>①調達委員会、契約審査会、随意契約審査委員会</p> <p>平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところであり、調達委員会については、平成18年3月までに32回開催した。</p> <p>また、平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表した。</p> <p>②調達コストの削減、随意契約件数の削減</p> <p>このような取組により、「消耗品等の購入、印刷物等の製造及び業務の外注化等の役務に関する調達コストについて調達計画額の10%以上を削減する」という17年度の削減目標に対して、調達計画額の12%の削減（削減額：154億円）を達成したところであり、また、「随意契約件数について、対前年度の20%以上を削減する」という目標についても、対前年度で38%の削減を達成したところである。</p> <p>なお、「100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする」という目標については、51%（不落随意契約を入札とした場合56%）となっており、これは主に100万円以上の調達案件において、相手方が特定された案件（庁舎賃貸借契約、システム開発等）が多数を占めていること等による。</p>

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>6 その他の業務全般に関する事項</p> <p>(3) レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画に基づき、業務・システム最適化計画を策定すること。</p>	<p>社会保険オンラインシステムの見直しについては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」を平成18年3月に策定し、公表した。</p> <p>今後、最適化計画に基づき、平成18年度から22年度までの5年間で以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター（3ヵ所）の機能統合などによりシステム運用経費を削減 ・原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保 ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化 ・バックアップセンターの設置等による安全性・信頼性の確保 <p>※ 社会保険オンラインシステムの見直しに要する経費については、オープンシステムの構築等に約1,200億円、過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済に約1,500億円を見込んでいる。</p> <p>なお、刷新後はシステムの年間運用コストを約300億円削減できる見込みである。</p> <p>※ 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化再構築については、基本設計工程と詳細設計以降の工程を分割し、更に基本設計工程を5分割して調達を実施し、平成18年度において、4業者が落札した。</p>

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>6 その他の業務全般に関する事項</p> <p>(4) 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。</p>	<p>社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化等については、「緊急対応プログラム」（平成16年11月策定）及び「業務改革プログラム」（平成17年9月策定）に基づき、以下のような各般にわたる取組を実施している。</p> <p>①全国統一の業務マニュアルの作成 申請書の審査、添付書類の確認等の業務については、これまで各地方社会保険事務局独自の業務マニュアルに基づいて処理されてきたことから、全国統一の業務マニュアルの作成により、業務品質の標準化を図ることとし、平成17年度に業務マニュアルの原案を作成した。（平成18年10月から運用開始）</p> <p>②本庁と地方の人事交流の拡大 平成17年度以降の人事異動において、本庁から地方社会保険事務局への出向を38事務局（161人）から47事務局（183人）に拡大する一方、地方職員の本庁配置数を32人（23事務局）から89人（43事務局）に拡大した。（平成18年6月末現在）</p> <p>③職員研修の充実 平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施している。また、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、平成17年4月から研修体系及びカリキュラムの見直しを実施した。更に、平成18年2月に、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」を設置し、職員研修の見直し、充実を図るための検討を行った。（平成18年8月28日に「年金新組織における研修のあり方について（中間報告）」をとりまとめた。</p>

④数値による事業管理の推進

平成 17 年度から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進するため、社会保険庁LAN上の掲示板に主要な事業実績を定期的に掲載するとともに、各部門毎の実績評価を行い、「社会保険事務局・事務所グランプリ」として長官表彰を行った。

⑤新人事評価制度の実施

職員の実績評価と能力評価を行い、評価結果を任用（人事配置、昇格等）や給与（勤勉手当、昇給）に反映させ、人材育成と業務改善を図る社会保険庁独自の新たな人事評価制度を設けた。

平成 17 年 10 月より、社会保険事務所の課長を含む一定職以上の職員を対象に、試行を実施し、平成 18 年 4 月より、その他の全職員について試行を開始するとともに、一定職以上の職員については本格実施に移行した。

⑥法令遵守委員会

平成 16 年 10 月、社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、内部から早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進するための仕組みとして、社会保険庁に「社会保険庁法令遵守委員会」を設置した。

⑦人員配置の地域間格差の是正

人員配置の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、平成 17 年度から、段階的な配置見直しに着手したところであり、平成 17 年度においては、132 人の配置見直しを実施した。

⑧社会保険事務所の配置の見直し

管轄地域の人口が 100 万人を超える超大規模事務所の管轄地域のうち、3 箇所（埼玉県

越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市) に新たな社会保険事務所を設置することとし、その振替として、東京 23 区のうち 1 区に 2 箇所設置されている事務所を統合して、3 箇所(神田、日本橋、大森) の事務所を廃止することとした。(実施時期は、平成 18 年度)

Ⅲ. 平成17年度における 業務改革の取組状況

- 社会保険庁においては、「緊急対応プログラム」(平成16年11月策定)及び「業務改革プログラム」(平成17年9月策定)に基づき、150項目にわたる業務改革の取組を進めているところである。
- 「業務改革プログラム」においては、新組織が発足する平成20年度における到達目標を示した上で、
 - ① コンプライアンスの確立された業務執行体制を早急に整備すること
＜法令に則った業務執行の徹底＞
 - ② 行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現すること
＜国民サービスの向上＞
 - ③ 公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得ること
＜年金制度の周知徹底＞
 - ④ 負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化すること
＜保険料収納率の向上＞
 - ⑤ 最も無駄のない役所を実現すること
＜予算執行の無駄の排除＞
 - ⑥ 個人情報保護への認識が徹底された職場を実現すること
＜個人情報保護の徹底＞
 - ⑦ 業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現すること
＜意識改革の徹底＞
 - ⑧ 能力本位で広域的な人事を行い、ガバナンスの利いた組織を実現すること
＜能力重視の人事政策の断行＞の8分野の課題について、更なる対応を進めることとしている。

本編は、「緊急対応プログラム」及び「業務改革プログラム」において平成17年度までに実施することとされた事項の取組状況についてとりまとめたものである。

業務改革取組状況

事項	取組状況（平成17年度）
<p>1. 国民サービスの向上</p> <p>(1) お客様の声に対応したサービスの向上</p> <p>①「長官への手紙・長官へのメール」の実施</p>	<p>○平成16年10月から、より利用者の視点に立ったサービスを展開するため、社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁や社会保険事務所における業務やサービスに対するご意見・ご提案を「長官へのメール」や「長官への手紙」として受け付ける仕組みを整備。</p> <p>○寄せられたご意見等への対応については、社会保険庁ホームページに定期的に公表。</p> <p>(平成18年3月末現在)</p> <p>長官への手紙 406件</p> <p>長官へのメール 7,335件</p>
<p>②国民の声報告体制の整備</p>	<p>○平成16年10月から、様々な経路で寄せられるご意見・ご批判を基に、サービスの改善・充実を図るため、「国民の声対応報告制度」を整備。社会保険事務所、地方社会保険事務局、社会保険業務センター及び本庁の窓口に苦情等対応責任者を設置するとともに、「国民の声対応票」を作成し、苦情処理の進捗状況を管理。</p> <p>○平成16年12月、「社会保険庁職員行動規範」の策定にあわせて、全職員に対し、苦情等への対応マニュアルとして、「接遇マニュアル」を配布。</p> <p>(平成18年3月末現在)</p> <p>国民の声対応票作成</p> <p>1,529件</p>

事項	取組状況（平成17年度）
③社会保険庁ホームページの充実	<p>○社会保険庁ホームページのトップページに「社会保険庁の改革」のコーナーを設け、改革の進捗状況や社会保険新組織の実現に向けた有識者会議及び社会保険事業運営評議会等における議事内容を随時掲載。</p> <p>○平成16年12月、全ての地方社会保険事務局にホームページを開設し、管内の社会保険事務所等の案内とともに、出張相談、休日相談・相談時間延長のお知らせ及び社会保険事務所ごとの相談の混雑状況等を掲載。</p>
④社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置	<p>○平成17年7月、利用者等の意見を基に、地域の実情に即したサービスの提供を図るため、全国の地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表から成る「サービス改善協議会」を設置。</p> <p>○平成17年度は、各社会保険事務局において概ね3回開催され、社会保険庁改革の動向等について、広く地域の方々に情報提供を行うとともに、提供されるサービスに対する利用者等の意見を基に、サービスの改善・充実に向けた取組に関する意見交換を実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）		
⑤定期的な「お客様満足度アンケート」の実施	<p>○第1回調査（平成17年3月）の実施後、平成17年度から、全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、7月及び1月の定期的な満足度調査（無記名方式、5段階評価）を実施。</p> <p>○平成17年度に実施した調査の集計結果については、社会保険庁ホームページに公表。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【平成17年7月調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布枚数；46,199枚 ・回収枚数；39,895枚 ・回収率；86.4% ・全体としての満足度； <li style="padding-left: 20px;">年金相談窓口 89% <li style="padding-left: 20px;">総合相談窓口等 83% <li style="padding-left: 40px;">（「やや満足」以上の回答者の割合） </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【平成18年1月調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布枚数；51,255枚 ・回収枚数；44,181枚 ・回収率；86.2% ・全体としての満足度； <li style="padding-left: 20px;">年金相談窓口 87% <li style="padding-left: 20px;">総合相談窓口等 82% <li style="padding-left: 40px;">（「やや満足」以上の回答者の割合） </td> </tr> </table>	<p>【平成17年7月調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布枚数；46,199枚 ・回収枚数；39,895枚 ・回収率；86.4% ・全体としての満足度； <li style="padding-left: 20px;">年金相談窓口 89% <li style="padding-left: 20px;">総合相談窓口等 83% <li style="padding-left: 40px;">（「やや満足」以上の回答者の割合） 	<p>【平成18年1月調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布枚数；51,255枚 ・回収枚数；44,181枚 ・回収率；86.2% ・全体としての満足度； <li style="padding-left: 20px;">年金相談窓口 87% <li style="padding-left: 20px;">総合相談窓口等 82% <li style="padding-left: 40px;">（「やや満足」以上の回答者の割合）
<p>【平成17年7月調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布枚数；46,199枚 ・回収枚数；39,895枚 ・回収率；86.4% ・全体としての満足度； <li style="padding-left: 20px;">年金相談窓口 89% <li style="padding-left: 20px;">総合相談窓口等 83% <li style="padding-left: 40px;">（「やや満足」以上の回答者の割合） 	<p>【平成18年1月調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布枚数；51,255枚 ・回収枚数；44,181枚 ・回収率；86.2% ・全体としての満足度； <li style="padding-left: 20px;">年金相談窓口 87% <li style="padding-left: 20px;">総合相談窓口等 82% <li style="padding-left: 40px;">（「やや満足」以上の回答者の割合） 		
<p>（2）年金相談体制の充実</p> <p>①年金相談の時間延長・休日相談の実施</p>	<p>○社会保険事務所等において、年金相談の充実を図るため、次の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月から、昼休み時間帯における年金相談実施を徹底。 ・平成16年12月から、毎週月曜日に相談受付時間を午後7時まで延長。 ・平成17年度から、毎月第2土曜日に休日相談を実施。 		
②年金相談センターの増設及び地域ニーズに応じた移転・廃止	<p>○年金相談センターについては、平成16年度、17年度において地域のニーズに対応した配置見直しを実施。18年度においても、引き続き見直しを予定。</p> <p>年金相談センター：63カ所 （平成18年3月末現在）</p>		

事項	取組状況 (平成17年度)
③年金電話相談センターの拡充	○平成16年度において、社会保険事務所等に行かなくても年金相談が可能となるように年金電話相談センターを10カ所から23カ所へ増設。
④年金相談に関するバリアフリー化の推進	○平成17年度から、全国の社会保険事務所において、 ① 手すりの設置 ② 障害者用トイレ・スロープの設置 ③ 相談窓口への老眼鏡の備付 を順次実施し、相談窓口のバリアフリー化を推進。 ○併せて、平成17年4月から、耳が不自由な方が相談しやすい環境を整備するため、ファクシミリによる年金相談を実施。
⑤市庁舎等を活用した年金相談事業の検討	○社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎に職員を派遣し、出張相談を実施。 ○ハローワークの庁舎を活用した出張相談の実施について検討中。
⑥社会保険事務所における総合相談室の拡充	○社会保険事務所来訪者へのサービス向上を図る観点から、全国の社会保険事務所への総合相談室の設置を推進し、全ての社会保険事務所において総合相談室を設置済。(平成18年4月1日現在)

事項	取組状況 (平成17年度)
<p>⑦中央年金相談室の電話相談ブースの大幅拡充及び年金電話相談センターとのネットワーク化</p>	<p>○社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースについては、平成17年8月から段階的に拡充し、平成17年10月から180席体制に拡充。</p> <p>○併せて、平成17年10月31日から、中央年金相談室と全国23か所の年金電話相談センターをネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施。</p> <p style="text-align: center;">中央年金相談室電話相談ブース 56席 (平成16年度末) ↓ 180席 (平成18年3月末現在)</p> <p style="text-align: center;">応答率 20.5% (平成16年度平均) ↓ 77.5% (「ねんきんダイヤル」実施後の平均)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">73.1% (17年11月平均) 91.3% (17年12月平均) 76.8% (18年 1月平均) 64.9% (18年 2月平均) 81.6% (18年 3月平均)</p> </div>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>(3) 各種通知書類の見直し</p> <p>①通知書等の見直し及び様式の統一化</p>	<p>○発送件数及び照会件数等の多いものから優先的に見直しを実施しているが、平成18年度から、消費生活アドバイザーなど第三者によるモニター制度を活用し、より利用者の視点に立った見直しを推進。</p> <p>○様式及び添付書類については、全国共通の「業務処理マニュアル」の作成作業とともに、平成18年10月から新様式等への統一化を推進。</p> <p>○なお、市町村経由の届出である国民年金の適用、保険料関係届書等については、既に市町村において住民異動届との統合等が推進されており、全ての届出の統一化は困難なことから、可能なものについて統一化を図るとともに、市町村からの報告様式の統一化についても検討。</p> <p>(見直し対象の通知書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者関係33種類 (15種類実施済み) ・受給者関係56種類 (実施済み)
<p>(4) 年金個人情報提供の充実</p> <p>①年金見込額試算の対象年齢引き下げ（55歳以上→50歳以上）</p>	<p>○平成18年3月20日から、年金見込額試算の対象年齢の引き下げ（55歳以上から50歳以上）を実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
②裁定請求書の事前送付	<p>○平成17年10月3日から、以下の事前送付サービスを開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方については、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付 ・60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到達3か月前に送付 <p>(平成17年10月～18年3月までの送付件数)</p> <p>「裁定請求書（ターンアラウンド用）」 553,367件</p> <p>「裁定請求のご案内（はがき）」 102,808件</p> <p>「年金加入期間の確認のご案内（はがき）」 98,217件</p>
③インターネットによる年金個人情報 の即時提供	○年金加入状況の即時提供については、平成18年3月31日からサービスを開始。年金見込額の即時提供については、今後、実施に向け検討。
(5)年金相談業務の質の向上 ①年金相談員のスキル別研修等の実施	○平成17年10月、年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を作成。併せて、平成18年度から、社会保険大学校における社会保険相談指導員研修について、相談担当者のレベル別の研修へ改編を行う予定。
②社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施	○民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士を対象とした研修を平成18年3月17日に実施。また、ファイナンシャルプランナーに対する研修についても、社労士に対する研修結果の評価を踏まえ、平成18年度中に実施予定。

事項	取組状況（平成17年度）
<p>(6) 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底</p> <p>①年金個人情報の提供による加入記録整備の推進</p>	<p>○平成18年3月から、社会保険業務センター記録管理部に専門チームを設置し、これまで受給要件が確認できなかったために送付を行ってこなかった方についても、新たに58歳到達時に年金個人情報の通知を送付し、本人による記録確認の機会を提供すること等により、年金加入記録の整備を実施。</p>
<p>②市町村との連携による、対象市町村内の被保険者の加入記録整備</p>	<p>○平成17年9月から一定地域（対象町村 38町村）の被保険者（対象被保険者 120,020人）を対象に年金加入記録の整備を行った上で、年金加入記録通知を送付（記録通知送付者 100,308人）。また、加入記録通知者に対してアンケート調査を実施し、結果のとりまとめを実施。</p>
<p>(7) 事務処理の迅速化</p> <p>①年金裁定の処理日数の短縮</p>	<p>○58歳到達者に対する被保険者記録の通知による裁定請求前の資格の確認、年金受給者への裁定請求書の事前送付により、裁定処理日数の短縮を図る措置を講じている。（請求書の事前送付対象者の裁定請求手続は、平成18年1月から開始）</p> <p>○平成17年10月3日から、以下の事前送付サービスを開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方については、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付 ・60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到達3か月前に送付 <p>（平成17年10月～18年3月までの送付件数）</p> <p>「裁定請求書（ターンアラウンド用）」 553,367件</p> <p>「裁定請求のご案内（はがき）」 102,808件</p> <p>「年金加入期間の確認のご案内（はがき）」 98,217件</p>

事項	取組状況（平成17年度）
②障害年金の事務処理方法の見直しの検討	<p>○障害基礎年金の障害認定及び裁定業務について、事務処理の標準化、審査の迅速化を図る観点から、事務処理体制の見直しについて検討。</p> <p>○また、全国的に統一された障害年金に係る裁定業務マニュアルや認定マニュアルを作成し、業務品質の標準化を図ることについても併せて検討中。</p>
<p>（8）事務処理の標準化</p> <p>①全国統一の業務マニュアルの作成</p>	<p>○申請書の審査、添付書類の確認等の業務については、これまで各地方社会保険事務局独自の業務マニュアルに基づいて処理されてきたことから、全国統一の業務マニュアルの作成により、業務品質の標準化を図ることとしている。</p> <p>○平成17年度は業務マニュアル原案を作成したところであり、平成18年度は早期に第一線の職員等からの意見聴取を行い、マニュアルを整備した上で、職員研修等の実施により徹底を図り、平成18年10月からマニュアルの運用開始を予定。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>(9) 事務処理の効率化</p> <p>①外部委託のブロック単位への集約化</p>	<p>○平成17年度から富山、石川、福井の3事務局をブロック単位として、以下の業務の外部委託契約の集約化を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書のパンチ委託（平成17年6月～） ・健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等委託（平成17年6月～） ・国民年金保険料電話納付督促（平成17年5月～） <p>○また、平成18年度については、北陸地方に加えて、健康保険・厚生年金保険適用関係届書のパンチ委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都、奈良、和歌山で一括、（平成18年7月～） ・山口、福岡、大分、熊本で一括（平成18年6月～） <p>の計2カ所において、新たに小ブロック化により外部委託契約の集約化を実施。</p> <p>○健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等委託について、東、西2ブロックに分けて本庁一括で実施。（平成18年6月～）</p>
<p>②入力委託対象届書の拡大</p>	<p>○健保給付関係及び年金給付関係の届書については、平成17年10月以降、15道府県において外部委託のモデル事業を開始した。</p> <p>○18年度から全国的に外部委託を実施。</p>
<p>③市町村経由の届書の磁気媒体による受付の検討</p>	<p>○現在、市町村における国民年金関係の届書等の電算処理の状況について、報告の取りまとめを行っているところであり、その結果を踏まえ、磁気媒体による具体的な処理方法の在り方及び費用対効果等について検討を進めていくこととしている。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
④健保・厚年の適用関係届書の磁気媒体化の推進	<p>○平成18年2月に首都圏の4都県の適用事業所約6,000社に対し、電子申請・磁気媒体での届出に関する問題点等に関するアンケート調査を実施。</p> <p>○平成18年度は、その調査結果を踏まえ、電子申請等の利便性の向上を図るための必要な見直しや広報を実施し、電子申請等の促進を図ることとしている。</p>
<p>（10）社会保険事務所の配置等の見直し</p> <p>①人員配置の地域間格差の是正</p>	<p>○人員配置の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、17年度から、段階的な配置見直しに着手したところであり、17年度においては、132人の配置見直しを実施。</p>
②首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置	<p>○首都圏において、国民年金被保険者の約3分の1を抱えている状況を踏まえ、平成17年10月から事務局単位で順次体制を整備し、国民年金照会電話に対する効率的かつ迅速な対応を図っている。</p>
<p>（11）政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化</p> <p>①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討</p>	<p>○平成17年度は、レセプトの電子化や民間委託による点検の効率化、点検担当職員の資質向上等について、複数の健保組合からのヒアリングを含め、検討を実施。</p> <p>○今後、政管健保の公法人化に向けて、傷病名入力などのレセプトの電子化の一層の推進による点検業務の効率化、レセプト点検担当職員の実績評価の導入等、新たな点検体制の在り方について、更に具体的な検討を進めることとしている。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	<p>○健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度以降において、全国で新たに290医療機関を健診機関として指定。</p> <p>○また、一般健診対象者についても、平成18年度は約42万人増を見込んでいる。</p> <p>（平成18年4月1日現在） 1,820健診機関</p>
③被保険者への情報提供の充実	<p>○平成17年9月、定期的な被扶養者認定状況の確認（いわゆる検認）時に、適用事業所を経由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付したところであり、引き続き、毎年1回、全被保険者に対し、同様のお知らせの送付を実施。</p>
④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	<p>○各地方社会保険事務局において実施するウォーキング大会等の体育事業については、保険者協議会を通じ、他の保険者との共催により実施するなど、地域の実情に応じた保健事業を実施することとしている。</p>
⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	<p>○平成18年8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れを開始。また、平成20年度から段階的にレセプトのオンライン請求が義務化されることから、公法人化に向けて、保険者にもオンラインによりレセプトが送付されることを踏まえたレセプト情報管理システムを構築することとしている。</p>
<p>（12）企業における社会保険事務の支援</p> <p>①本社における社会保険の適用手続の周知</p>	<p>○本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年3月、地方社会保険事務局に対する通知を発出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>2. 年金制度の周知徹底 (1) 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施 ①各種情報提供の効果的・効率的な実施</p>	<p>○平成16年度から、年金週間（11月）及び年度末（2月）に実施している集中広報（新聞等の複数の媒体を活用して行う広報）において、効果測定（①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果을把握）を実施。</p> <p>○集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案。</p>
<p>②中・高校生を対象とした年金教育の拡充</p>	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金教育で使用する教員用の手引書について、平成16年度に現場の意見を反映し改定した生徒用副読本の内容と連動するよう、平成17年度において改定を行うとともに、年金セミナーをカリキュラムに組込むことが困難な学校用として、副読本の要点をまとめたチラシを作成し、授業時間の一部やホームルーム等で生徒に対する年金教育が実施できるよう措置した。</p> <p>(平成16年度セミナー実施率) 21.9%</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(平成17年度セミナー実施率) 28.7%</p> <p>※（平成17年度目標） 25%以上</p>

事項	取組状況（平成17年度）
③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	○平成17年10月から、一般職員研修（採用後3年目の職員全員を対象）において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定した。
④「総合カタログ」及び「目的別パンフレット」の作成及び配布	○平成17年11月に、「総合カタログ」（国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説）と、「目的別パンフ」（被保険者の個々の関心事項に対して解説）のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。 ○平成18年1月に、先に配布したパイロット版に対するお客さま等からの意見を各社会保険事務局を通じて意見集約を行い、それを反映させた平成17年版の「総合カタログ」等を各社会保険事務局へ配布。更に平成18年度版を配布し、窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用。
⑤地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、実施体制が整った山口、埼玉及び熊本の各事務局において平成18年2月に実施した。 ○平成18年度からは原則として全ての事務局で実施することとしている。
⑥大学生向けの年金セミナーの開催	○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成18年1月に宮城社会保険事務局においてモデル実施を行った。

事項	取組状況（平成17年度）
<p>(2) 年金受給権等の確保のための取組の推進</p> <p>①ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手續や免除制度の周知徹底</p>	<p>○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手續の周知徹底を図るため、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手續に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手續について説明を行った。</p> <p>なお、18年度においても、初回説明会において種別変更届等を受理するなどの連携強化を図ることとし、関係部局と調整中。</p> <p>(17年8月実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出周知用チラシ等配布 540カ所（17年3月末現在 ハローワーク数583カ所） ・説明会における手續周知 183カ所
<p>②厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用</p>	<p>○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用することとし、18年3月末現在で約12万件について職権で適用した。</p>
<p>③満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨</p>	<p>○年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金の増加額を示すことにより任意加入を勧奨するものとして、実施時期を含め調整を進めている。</p>
<p>④追納勧奨対象者の拡大</p> <p>⑤追納勧奨状の送付時期等の見直し</p>	<p>○平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに追納勧奨の対象者とした。</p> <p>○併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>3. 保険料収納率の向上 (1) 「新たな保険料徴収モデル」の展開</p> <p>①未納者の属性に応じた効率的な対策の推進</p>	<p>○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。</p> <p>①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化 ②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大及び徴収体制を強化 ③中間層への督励事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督励を実施</p> <p>(免除勧奨の実施) 全額免除割合 24.9% (対前年同期比 +4.0%) ※平成18年3月末現在</p> <p>(強制徴収の実施) ・16年度目標 3万件 (実績 31,497件) ・17年度目標 10万件 (実績 172,440件) ※平成18年3月末現在</p>
<p>②首都圏における新規未納者への対策の先行実施</p>	<p>○平成17年8月より、首都圏において大量発生する新規未納者の属性に応じて、納付督励に加え免除勧奨等の対策を、目黒（東京）及び横浜中社会保険事務所（神奈川）においてモデル実施。</p> <p>①20歳到達者への学生納付特例・若年者納付猶予等勧奨文書及び申請書を送付 (未納解消率 約27%) ②2号及び3号からの移行者への申請免除の特例承認勧奨文書及び申請書等を送付 (未納解消率 約46%) ③完納からの移行者への口座振替加入勧奨文書及び加入申出書等を送付 (未納解消率 約72%)</p>

事項	取組状況 (平成17年度)																				
<p>(2) 年度別行動計画の策定</p> <p>①年度別行動計画の策定</p>	<p>○平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率 (平成19年度目標収納率80%) 及び平成16年度中の具体的な納付督促業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。</p>																				
<p>②行動計画の達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定</p>	<p>1. 17年度行動計画 (改訂版) の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年9月に、17年度第1次行動計画 (年度前半) の実施状況等を踏まえ、年度後半に向けた行動計画 (改訂版) を策定した。 ・改訂版は、①第1号被保険者の変動、②法律改正等による影響、③平成16年度の各納付督促毎の効果率・寄与率、④所得情報の取得と強制徴収の拡大等の要素を考慮し、納付率向上に向けた納付督促の行動計画を策定 <p>2. 17年度行動計画 (改訂版) の達成 (進捗) 状況</p> <p>(1) 目標納付率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17年度目標納付率 69.5% ・17年度の現年度分納付率 67.1% (対前年同期比+3.5%) <p>(2) 納付督促の達成 (進捗) 状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="835 1093 2022 1297"> <thead> <tr> <th></th> <th>催告状発行件数 (万件)</th> <th>電話納付督促件数 (万件)</th> <th>戸別訪問督促件数 (万件)</th> <th>集合徴収案内件数 (万件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>3,965</td> <td>823</td> <td>1,718</td> <td>2,004</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>3,418</td> <td>823</td> <td>1,774</td> <td>1,952</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>86.2%</td> <td>100.0%</td> <td>103.3%</td> <td>97.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 平成18年度の行動計画については、①過年度保険料も含めた16年度分最終納付率目標を新たに設定、②行動計画を3期構成とし、8月及び12月に見直しを行うとともに、各社会保険事務所が各期の必達納付率を新たに設定すること、等について見直しを行った。</p>		催告状発行件数 (万件)	電話納付督促件数 (万件)	戸別訪問督促件数 (万件)	集合徴収案内件数 (万件)	目標	3,965	823	1,718	2,004	実績	3,418	823	1,774	1,952	達成率	86.2%	100.0%	103.3%	97.4%
	催告状発行件数 (万件)	電話納付督促件数 (万件)	戸別訪問督促件数 (万件)	集合徴収案内件数 (万件)																	
目標	3,965	823	1,718	2,004																	
実績	3,418	823	1,774	1,952																	
達成率	86.2%	100.0%	103.3%	97.4%																	

事項	取組状況（平成17年度）
<p>(3) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化</p> <p>① 特別国民年金推進員の活用</p>	<p>○特別国民年金推進員（社会保険事務所職員及び国民年金推進員が対応し切れない地域の未納者に対し、戸別訪問による直接的な納付督促を行う非常勤職員）について、平成16年度から配置し、収納対策の強化を図った。平成17年度以後は、国民年金推進員が大幅に増員されたことに伴い、特別国民年金推進員の配置数を見直しており、平成17年度は、438名を配置した。</p>
<p>② 所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充</p>	<p>○平成17年度より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしている。平成17年度については、10万件の予定件数に対し18年3月現在で17万件の最終催告状を送付したところであり、そのうち2,697件の差押えを執行した。</p> <p>なお、強制徴収の実施については、引き続き拡大することとしており、18年度については、対象者を3.5万件に拡大することを予定している。</p>

事項	取組状況 (平成17年度)																				
<p>③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入</p>	<p>○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入した。</p> <p>(月額給与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年9月まで 全員一律 月額 155,000円 ・平成17年10月から 成果に応じた給与体系 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>月額</td> <td>Aランク</td> <td>176,000円</td> <td>(活動実績の順位が上位10%以内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bランク</td> <td>168,000円</td> <td>(〃 上位25%まで (Aを除く))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cランク</td> <td>160,000円</td> <td>(〃 上位45%まで (A・Bを除く))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Dランク</td> <td>152,000円</td> <td>(〃 上位75%まで (A～Cを除く))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Eランク</td> <td>144,000円</td> <td>(上記以外)</td> </tr> </table> <p>(賞与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年9月まで 期末給与 … 1.6月分 (全員) 勤勉給与 … 0.3月分 (設置数の1割) 0.15月分 (設置数の2割) ・平成17年10月から 期末給与 … 1.0月分 (全員) 勤勉給与 … 0.8月分 (設置数の2割) 0.4月分 (設置数の4割) 	月額	Aランク	176,000円	(活動実績の順位が上位10%以内)		Bランク	168,000円	(〃 上位25%まで (Aを除く))		Cランク	160,000円	(〃 上位45%まで (A・Bを除く))		Dランク	152,000円	(〃 上位75%まで (A～Cを除く))		Eランク	144,000円	(上記以外)
月額	Aランク	176,000円	(活動実績の順位が上位10%以内)																		
	Bランク	168,000円	(〃 上位25%まで (Aを除く))																		
	Cランク	160,000円	(〃 上位45%まで (A・Bを除く))																		
	Dランク	152,000円	(〃 上位75%まで (A～Cを除く))																		
	Eランク	144,000円	(上記以外)																		

事項	取組状況（平成17年度）
<p>（４）保険料を納めやすい環境整備の推進</p> <p>①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付</p>	<p>○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。</p> <p>○平成16年4月、マルチペイメント（電子納付）による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアでの納付状況 利用件数 約589万件 納付月数 約940万月 （平成17年4月～18年3月までの累計） ※16年度実績：347万件（593万月）の利用 ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 約14万件 納付月数 約33万月 （平成17年4月～18年3月までの累計） ※16年度実績：7万件（17万月）の利用
<p>②若年者納付猶予制度の導入</p>	<p>○平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。</p>

事項	取組状況 (平成17年度)
③口座振替割引制度の拡充	<p>国民年金保険料を口座振替で納付する場合には、1年分または半年分を前納する場合に限って前納割引が適用されていたところであるが、平成17年4月から、月々の保険料についても通常より1ヶ月早期に口座振替を行う場合には、前納割引が適用される制度を導入した。</p> <p>また、併せて1年分または半年分を口座振替で前納する場合には、さらに前納割引が増額されることとなった。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>口座振替の割引内容 (平成17年度)</p> <p>○口座振替により当月保険料を当月末に納付 (法定納期限は翌月末)</p> <p style="padding-left: 20px;">月額 13,580円 → 月額 13,540円 (40円割引)</p> <p>○口座振替により1年分 (または半年分) を前納で納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金で毎月納付 1年分 162,960円 (13,580円×12月) ・現金で前納 1年分 160,070円 (2,890円割引) ・口座振替で前納 1年分 159,540円 (3,420円割引) </div>

事項	取組状況（平成17年度）
④口座振替の利用勧奨の徹底	<p>○資格取得時等において口座振替を勧奨することについて、引き続き市町村に協力依頼を行うとともに、口座振替を行っていない方に対して、口座振替のメリットを記載したチラシと口座振替用紙を送付あるいは戸別訪問で配布する等して口座振替の促進を実施。</p> <p>○翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期（平成18年2月）に合わせて、口座振替での前納の有利性を周知し、口座振替の利用勧奨を徹底。具体的には、平成18年2月に、各社会保険事務所でのキャンペーン展開（ダイレクトメールの発送等）と併せて、社会保険庁ホームページ、年度末の集中広報（新聞）等での広報等を実施。</p> <p>○口座振替の利用率は、平成17年度末現在で40.2%であり、平成16年度末（37.0%）と比して、着実に向上している。</p> <p>※口座振替利用率 … 全額免除、若年者納付猶予及び学生納付督促の承認者を除く納付対象者のうち口座振替を利用している者の割合</p>

事項	取組状況 (平成17年度)
<p>(5) 民間委託の推進</p> <p>①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施</p>	<p>○国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。</p> <p>○18年度は、モデル事業の実施箇所数を新たに30カ所加え、35カ所に拡大。新たな30カ所については、18年7月から業務を開始。</p> <p>○モデル事業終了後は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく国民年金保険料収納事業として実施【平成19年度～】。</p>
<p>(6) 市町村・各種団体との連携・協力</p> <p>①商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施</p>	<p>○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正（納付受託機関の追加）を行ったところであり、4ヶ所の商工会を3月31日付で納付受託機関に指定。</p>
<p>②国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼</p>	<p>○平成17年6月、建設連合国保組合に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知用チラシの配布を要請し、同組合において平成17年7月の国民健康保険証の発送（証更新）に合わせて当該チラシを配布。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>(7) 未適用事業所の適用の推進</p> <p>① 健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大</p>	<p>○平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした結果、平成17年度においては、4,013事業所（延べ5,773事業所）に対して重点加入指導を実施し、11事業所に対して立入検査等を実施し職権による適用を行った。</p> <p>○平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権による適用を行うべき対象の拡大を図っている。（重点加入指導：従業員10人以上の事業所、職権による適用：従業員15人以上の事業所）</p>
<p>(8) 労働保険との徴収事務の一元化</p> <p>① 労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る</p>	<p>○事業主の事務負担の軽減等の観点から、</p> <p>① 社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化</p> <p>② 社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化</p> <p>③ 未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすること</p> <p>について、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>
<p>4. 予算執行の無駄の排除</p> <p>(1) 不適切な予算執行の排除</p> <p>① 年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない</p> <p>② 年金福祉施設等の整理合理化</p>	<p>○年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて（合意）」（平成16年3月10日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、平成22年9月までに整理合理化を行うこととしている。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
③調達コスト削減目標の設定	<p>○調達コスト削減目標として、物品等の購入、印刷物等の製造、業務の外注等の役務に関する調達コストについて、調達計画額の10%以上の削減を目標値として設定し、その達成に向けて取り組んだ。その結果、調達計画額の12%の削減（削減額：154億円）を達成したところである。</p>
④監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	<p>○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。</p> <p>○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、職員19名に対し、処分を行い、併せて監督者14名に対しても処分を行った。</p> <p>○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。</p>

事項	取組状況 (平成17年度)
<p>(2) 予算執行の透明性の確保</p> <p>①競争入札及び企画競争の原則化</p>	<p>○平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務全般について競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>○平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表。</p> <p>○平成18年1月に「調達案件進捗状況表」を策定し、各事務局において、契約事務手続の進捗管理の徹底を図っているところである。</p> <p>○調達業務における競争性・透明性を確保し、その取組を着実に実施するため、随意契約件数について、対前年度の20%以上の削減及び100万円以上の契約における競争入札割合を60%以上とする目標値を設定し、その達成に向けて取り組んだ結果、随意契約件数の削減割合は38%、競争入札割合は51%となった。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
②インターネットを活用した予算・決算の情報提供	<p>○平成17年3月から、社会保険庁ホームページ上に「予算・決算」の情報欄を新たに設置し、平成17年度以降の予算及び平成15年度以降の決算について、わかりやすい形で公表。</p> <p>○「予算の主要事項」欄においては、社会保険庁改革の重点施策に係る予算措置を説明するとともに、「図でみる予算の概要」欄においては、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p> <p>○決算についても、同様に、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p>
<p>(3) 新たなチェックシステムの導入</p> <p>①調達委員会の設置</p>	<p>○平成16年10月、社会保険庁本庁に「調達委員会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの削減を図っているところであり、平成18年3月までに32回開催。</p> <p>○地方社会保険事務局においても、調達業務の適正化を図るため、各地方社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
②予算執行についての内部監査の強化	<p>○平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。</p> <p>○平成17年度の会計監査は、全地方社会保険事務局を対象に、契約事務と支払事務を担当する部署の相互牽制体制、随意契約の締結状況等について重点的に実施。その結果、59事項700項目以上に及ぶ指摘を行い、指摘を受けた事務局のみならず、他の事務局においても自主点検を実施し、改善を講ずるよう指示することにより、適正な会計処理の徹底を図ったところである。</p> <p>○平成18年度の会計監査については、17年度同様全ての地方社会保険事務局を対象に、会計事故防止の取り組み状況、内部監査や内部牽制体制等の状況、平成17年度会計監査で指摘した事項の改善状況等について重点的に実施することとしている。</p> <p>また、監査業務のブロック化が予定され、地方社会保険監察官が集約して配置されることから、ブロック化を見据えた監査を実施することとしている。</p>
<p>(4) 予算積算と決算との乖離の是正</p> <p>①執行結果の予算要求への反映</p>	<p>○平成18年度予算から、適用、徴収、給付、システム業務に区分積算をした上で予算要求を行うとともに、これまで毎年度要求を行う一方、実際には使用されていなかった経費及び要求内容と異なる執行が行われていた経費等について見直しを徹底し、執行結果を適正に予算要求に反映させることとしている。</p>
<p>(5) 事業コストの管理・分析</p> <p>①事業単位コードの各業務のコスト管理への活用</p>	<p>○平成16年度に設定した事業単位コードをもとに、平成17年度から地方社会保険事務局において適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を行う仕組みを導入したところであり、効率的に事業目標を達成するためのコスト管理に役立てているところである。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>5. 個人情報保護の徹底</p> <p>①個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の実現に向けた取組の実施</p>	<p>○社会保険庁の職員が行った業務目的外閲覧行為については、平成17年12月27日付で業務目的外閲覧行為者等2,694人の処分を行い、併せて監督者等579人の処分を行った。</p> <p>○業務目的外閲覧の発生を受け、平成18年1月に特別集中研修を全職員を対象に実施し、改めて業務目的外閲覧の禁止の徹底を図ったところであり、今後も個人情報保護の重要性についての認識が徹底されるよう、継続的に実効性のある職員研修等の取組を行うこととしている。</p>
<p>6. 意識改革の徹底</p> <p>①内部改善提案制度の創設</p>	<p>○平成16年10月、日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるため、「社会保険庁内部改善提案制度」を創設。</p> <p>○社会保険庁LANの全庁用掲示板に「改善提案等投稿コーナー」を開設し、サービス向上や業務改善に向けた提案の投稿を募集。特に優れた提案については、長官表彰として顕彰するとともに、全国的な共有化を推進。</p> <p>（平成18年3月末現在） 改善提案件数 1,261件</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>②職員行動規範の策定及び徹底</p>	<p>○平成16年12月、職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養するとともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様第一 ②国民へのサービスの向上 ③安心と信頼 ④公平・公正 ⑤個人情報の保護 ⑥法令遵守・公務員倫理 ⑦コスト意識 <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p>
<p>③能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入</p>	<p>○新人事評価制度については、平成17年10月より、全国8ブロックで本庁主催の研修を実施の上、社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。</p> <p>○試行の結果を踏まえ、本庁幹部職員及びブロック担当事務局長を構成員とする「人事評価制度運営会議」を平成18年3月27日に開催し、18年4月から一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
④社会保険事務局・事務所グランプリの実施	<p>○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。</p> <p>○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、国民年金部門、健康保険・厚生年金保険部門、サービススタンダード部門の実績評価を行い、平成17年度の実績に関する長官表彰については、平成18年9月に実施。</p> <p>（事業実績掲示板 掲載事項）</p> <p>①適用処理状況に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健保・厚年の事業所調査に係る実施状況、適用促進実施状況 <p>②徴収状況に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健保・厚年の保険料収納率、差押状況 ・国年の行動目標進捗状況、強制徴収の実施状況 <p>③サービススタンダードに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金等の裁定請求に係る平均所要日数等 ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均所要日数等 <p>○平成17年度において、社会保険事業の運営上、特に重要な事業として、健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進事業、国民年金保険料の口座振替の加入促進事業を特別表彰対象事業とし実績評価を行い、実績に関する長官表彰については、平成18年9月に実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
⑤本庁と地方庁の人事交流の拡大	○本庁と地方との人事交流については、平成17年度以降の人事異動において、出向先社会保険事務局数を38事務局（161人）から47事務局（183人）に拡大する一方、地方職員の本庁配置数を32人（23事務局）から89人（43事務局）に拡大し、全社会保険事務局との人事交流を推進。（平成18年6月末現在）
⑥地方職員の本庁ポストへの登用拡大	○地方職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関し、平成17年10月の人事異動においては、2名の登用を実施。
⑦職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し	<p>○平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施するとともに、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、研修体系及びカリキュラムの見直しを実施。</p> <p>○平成17年9月から、社会保険大学校の職員研修における事例研究の成果を社会保険庁LANに掲載することにより、業務改善等に資する情報の共有化を図っている。</p> <p>○さらに、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」（平成18年3月末現在 2回開催）の御議論を踏まえ、引き続き、職員研修の見直し、充実を図ることとしている。</p>
⑧集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施	<p>○平成18年1月から、国民年金保険料の収納業務に係る通信研修を実施し、担当職員の実務的な業務知識等のレベルアップを図るとともに、大学校研修への参加が困難な者の受講機会を確保することとしている。</p> <p>○平成18年度からは、年金相談業務についても、同様に通信研修を実施予定。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>7. 組織内部の改革</p> <p>①社会保険事業運営評議会の設置</p>	<p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催（平成18年7月末現在、13回開催）。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p>
<p>②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置</p>	<p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、経済界の協力を得て、2名の最高顧問を迎えるとともに、社会保険庁内に設置した「社会保険庁改革推進本部」において、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革の課題を担当するプロジェクトリーダー、アドバイザースタッフをはじめ、11名の民間出身職員を配置。（平成18年7月末現在）</p>
<p>③内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置</p>	<p>○平成16年10月に、社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、内部から早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進するための仕組みとして、社会保険庁に「社会保険庁法令遵守委員会」を設置。</p> <p>○また、平成17年2月に法令遵守委員会の下に、各組織毎に法令遵守推進者を設置し、公務員倫理、個人情報保護をはじめ、関係法令等の法令遵守に関する研修を行い、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
④社会保険事業計画の見直し	<p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成18年度事業計画については、平成18年2月の同評議会において御意見を伺った上で、3月に成案をとりまとめ、公表。</p>
⑤年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	<p>○社会保険庁においては、年金の給付誤りについては、まず、事象が明らかになった時点で速やかに公表し、その後、件数や金額が確定した時点でも改めて公表することとしている。この方針の下、平成17年度においても引き続き、個別事象の判明の都度、順次公表し、社会保険庁ホームページにも掲載している。</p> <p>○また、給付誤りを未然に防止することはもちろん、万が一発生した場合には早期に発見し対応することで過払い額や未払い額を最小限にすることができるよう、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応し公表する「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を平成17年6月に社会保険業務センター内に設置した。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度における年金の給付誤りに係る公表の実績 <ul style="list-style-type: none"> ○平成17年7月29日 老齢基礎年金繰下制度の改善に伴う事務処理の誤りについて ○平成17年9月14日 年金裁定時等における年金額計算の誤りの概要について 他 <p>※ 公表の内容については、社会保険庁ホームページ（ホームページアドレス「http://www.sia.go.jp」）においても掲載している。</p>

「事業実績報告」と「実績評価」について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁等改革基本法
第16条第6項)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価



目標設定
(2月)



実績報告



実績評価

社会保険庁

社会保険事業計画

運営評議会への
中間報告

実績報告

翌年度の計画
への反映

〇具体的な事業運営方針及び実施計画を策定 (3月)